

# 米子市

## 障がい者支援プラン 2018

米子市障がい者計画 (平成 27 年度～平成 35 年度)

米子市障がい福祉計画 (平成 30 年度～平成 32 年度)

米子市障がい児福祉計画 (平成 30 年度～平成 32 年度)

平成 30 年 3 月

米子市



## ごあいさつ

このたび、平成 30 年 4 月からスタートする「米子市障がい者支援プラン 2018」を策定しました。

本市では、まちづくりの総合的な指針である「第 3 次米子市総合計画（米子いきいきプラン 2016）」を平成 28 年に策定し、まちづくの目標「『ひと』がいきいき」のなかで、「障がい者（児）福祉施策の充実」及び「障がい児支援施策の充実」を基本計画に掲げ、障がいのある人や障がいのある児童に対する支援の充実に取り組んでまいりました。

また、「米子市障がい者計画 2015」及び「米子市障がい福祉計画 2015」の二つの計画をまとめた「米子市障がい者支援プラン 2015」を平成 27 年度に策定し、障がい福祉施策を推進してきました。

一方、障がいや障がいのある人に対する市民の認識の変化や法制度の改正、また、障がいのある本人や親の高齢化への対応、さらには施設入所者の地域生活への移行など、障がい福祉施策を取り巻く状況は大きく変化しました。

すべての人が、障がいの有無にかかわらず、基本的人権を有する個人として尊重され、お互いの人格と個性を尊重しあう「共生社会」を実現し、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、また、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づいて、社会のあらゆる活動に参加し、自己実現ができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めるとともに、家族を含めた支援体制の充実と、教育、福祉、医療、雇用などの関係機関が連携し、切れ目のない支援と相談ができる体制をつくることが重要です。

また、障がいのない人が、障がいの特性を正しく理解し、障がいのある人への配慮や手助けができるよう、鳥取県で始まった「あいサポート運動」などを通じて、だれもが住みやすい米子市にしていかなければなりません。

新たな「米子市障がい者支援プラン 2018」では、これらの時代に即したまちづくりを推進するため、国の動向や本市の実情を踏まえ「米子市障がい者計画」の見直しを行い、本市における障がい福祉施策の基本的な方向性として、10 項目の分野別の取組を示しました。

また、「米子市障がい児福祉計画」を「米子市障がい福祉計画」と一体のものとして新たに作成（計画期間：平成 30 年度～平成 32 年度）し、施設入所者の地域生活への移行の推進や地域での受入れ体制の整備、一般就労への移行の促進、障がいのある児童の支援の提供体制の整備などを目標に掲げ、これらの達成のため、障がい者福祉サービス、障がい児福祉サ

ービスなどの提供体制の確保のための方策などを定めました。

さらに、こうした取組に加え、必要と思われる政策については、随時、検討を重ねていきたいと考えております。

最後になりましたが、計画の策定に当たり、鳥取県と共同で行った障がい児福祉のニーズ調査をはじめ、当事者団体などからの聞き取りやパブリックコメントなどを通じ、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました市民の皆様、さまざまな視点で熱心にご審議くださいました策定委員の皆様など、ご協力をいただきました方々に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

米子市長 伊木 隆司

# 目次

## 第1部 米子市障がい者支援プラン2018の概要

1	米子市障がい者支援プラン2018について	1
2	支援プラン2018の構成及び位置づけ	2
3	計画期間及び構成	6
4	基本的な考え	7
5	「障がいのある人」・「障がいのある児童」とは	8
6	支援プラン2018を策定するために行ったこと	10
	(1) 米子市障がい者計画等策定委員会の設置	10
	(2) 障がい児福祉のニーズ調査の実施	10
	(3) 当事者団体等からの聞き取りの実施	10
	(4) パブリックコメントの実施	10
7	支援プラン2018の推進体制	11
8	計画の実施状況の管理体制	11

## 第2部 障がいのある人の現状

1	障害者手帳所持者数の状況	12
2	身体障がいのある人の状況	13
3	知的障がいのある人の状況	16
4	精神障がいのある人の状況	17
5	障がいのある児童の状況	18
6	障がいのある人の雇用状況	20
7	米子市障がい福祉計画2015の実施状況	21
	(1) 目標値の進捗状況	21
	(2) 障がい福祉サービスの利用状況	22
	(3) 障がい児福祉サービスの利用状況	25
	(4) 地域生活支援事業の状況	26

## 第3部 米子市障がい者計画

1	概要	27
2	計画期間	27
3	基本的な考え	28
4	基本的な視点	29
5	分野別の取組	30
	(1) 安心・安全な生活環境の整備	30
	(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	32

(3) 安心・安全のための防災、防犯等の推進	33
(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	35
(5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	37
(6) 保健・医療の推進	40
(7) 行政サービス等における配慮	42
(8) 雇用・就業、経済的自立の支援	44
(9) 教育の充実	46
(10) 文化芸術活動・スポーツに親しむための支援	48

## 第4部 米子市障がい福祉計画・米子市障がい児福祉計画

1 概要	49
2 作成する目的・基本的な考え方	50
3 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく支援の体系	52
4 3年後(平成32年度)の目標値の設定	54
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	54
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	55
(3) 地域生活支援拠点等の整備	56
(4) 福祉施設から一般就労への移行	57
(5) 障がいのある児童の支援の提供体制の整備等	59
5 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策	60
(1) 訪問系サービス(介護給付)	60
(2) 日中活動系サービス(介護給付・訓練等給付)	62
(3) 居住系サービス(介護給付・訓練等給付)	66
(4) 相談支援	68
6 障がいのある児童に係る福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策	69
(1) 障害児通所支援・障害児相談支援	69
(2) 子ども・子育て支援等	72
7 地域生活支援事業	73

## 第5部 資料編

1 障がい児福祉のニーズ調査の結果	79
2 当事者団体等からの聞き取りの結果	83
3 パブリックコメントの結果	85
4 米子市障がい者計画等策定委員会	86
5 策定委員会開催経過	89

# 第1部 米子市障がい者支援プラン2018の概要

## 1 米子市障がい者支援プラン2018について

米子市では、「米子市障がい者計画2015」（計画期間：平成27年度～平成35年度）及び「米子市障がい福祉計画2015」（計画期間：平成27年度～平成29年度）の二つの計画をまとめた「米子市障がい者支援プラン2015」（以下「支援プラン2015」という。）を平成27年度に策定し、障がいのある人が住み慣れた地域で、自立し、地域社会の一員として社会参加することができる「共生社会」の実現を目指し、障がい福祉施策を推進しているところです。

一方で、支援プラン2015の策定から3年が経過し、この間における社会情勢の変化及び国における障がいのある人に関わる法制度の改正等により、障がい福祉施策を取り巻く状況は、大きく変化しています。

そこで、支援プラン2015に掲げた計画について、必要な見直しを行うとともに新たな計画の作成を行い、これらの計画をまとめた「米子市障がい者支援プラン2018」（以下「支援プラン2018」という。）を策定しました。

今後は、この支援プラン2018に基づき、国の法改正の動向や本市における障がいのある人の実態やニーズ、施策の課題等を踏まえながら、障がいがある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

### 【関係法令等の状況】

- 障害者基本法の改正（平成23年8月）
  - ・障がい者の定義の見直しや「合理的配慮」の概念を新たに規定
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の施行（平成24年10月）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行（平成25年4月）
  - ・障害者自立支援法に代わり、難病の方を福祉サービスの対象とすることや、障がい福祉サービスを見直し
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の施行（平成25年4月）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（平成25年6月）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行（平成28年4月）
  - ・障がい者に対する差別的取扱いを禁止し、国や地方公共団体等に合理的配慮を提供することを義務づけ
- 鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（あいサポート条例）の施行（平成29年9月）
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月）
  - ・「市町村障害児福祉計画」の作成を義務付け

## 2 支援プラン 2018 の構成及び位置づけ

---

この支援プラン 2018 は、法律に基づいて作ることになっている次の計画から構成されています。

### (1) 米子市障がい者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する障がい者のための施策に関する基本的な方向性を示す「市町村障害者計画」

### (2) 米子市障がい福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条に規定する障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標などに関する「市町村障害福祉計画」

### (3) 米子市障がい児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20<sup>1</sup>に規定する障害児通所支援及び障害児相談支援等の提供体制の確保に係る目標などに関する「市町村障害児福祉計画」

「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」は、各根拠法において一体のものとして作成することができるため、本市でも一体のものとして作成します。

支援プラン 2018 を構成するこれらの計画は、障害者基本法第 11 条に基づき政府が策定する「障害者基本計画」、障害者総合支援法第 87 条に基づき厚生労働大臣が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号。以下、「基本指針」という。）及び鳥取県が策定する「鳥取県障がい者プラン」の内容を踏まえるものとします。

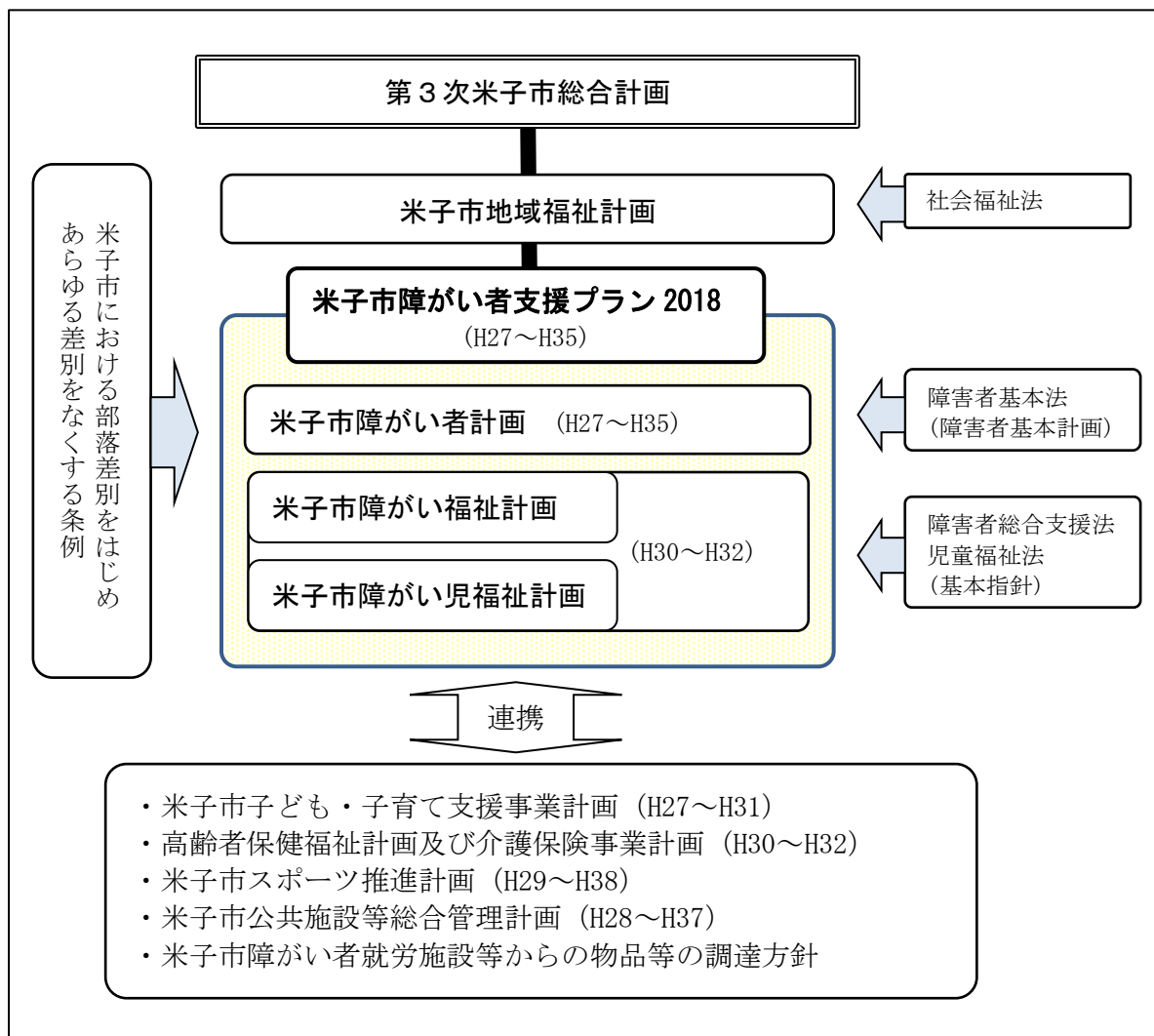
また、本市のまちづくりの方向性示す「第 3 次米子市総合計画」及び社会福祉法に基づく「米子市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する各分野の計画との整合性を図ります。

---

<sup>1</sup> 児童福祉法第 33 条の 20 の規定／平成 30 年 4 月 1 日施行



図1 計画の位置づけ



【参考】

各計画の根拠となる法令

○障害者基本法（抄）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 [省略]

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4～9 [省略]

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（平成30年4月1日施行 一部改正後）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に

基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - (1) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - (2) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第7項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## ○児童福祉法（抄）

（平成30年4月1日施行 一部改正後）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- (1) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - (2) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

### 3 計画期間及び構成

#### (1) 米子市障がい者計画

平成 27 年度から平成 35 年度までの 9 年間の計画です。

この間の社会情勢等を踏まえ、内容を見直しました。

本市における障がい者施策の「基本的な考え」及び「基本的な視点」を示すとともに、10 項目の分野別の取組を示しています。

#### (2) 米子市障がい福祉計画

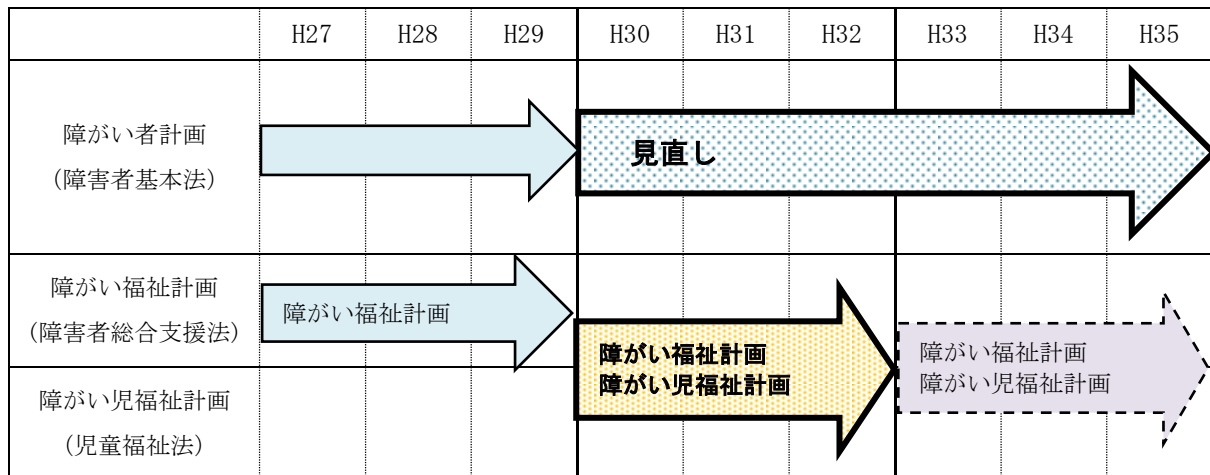
障がい者計画の期間を 3 年ごとに区切った計画です。

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を計画期間とします。

米子市障がい者計画に掲げる本市の障がい者施策の基本的な方向性、国の基本指針で示された基本理念及び本市の実情を踏まえ、3 年後(平成 32 年度)の目標値を設定するとともに、障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策を掲げています。

#### (3) 米子市障がい児福祉計画

障がい福祉計画と一体のものとして、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を計画期間とします。



## 4 基本的な考え

---

障がい者計画策定の根拠である障害者基本法は、国が批准した障害者権利条約の理念に基づく法律です。

障害者基本法第1条には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と定められており、このような社会の実現を目指していかなければなりません。

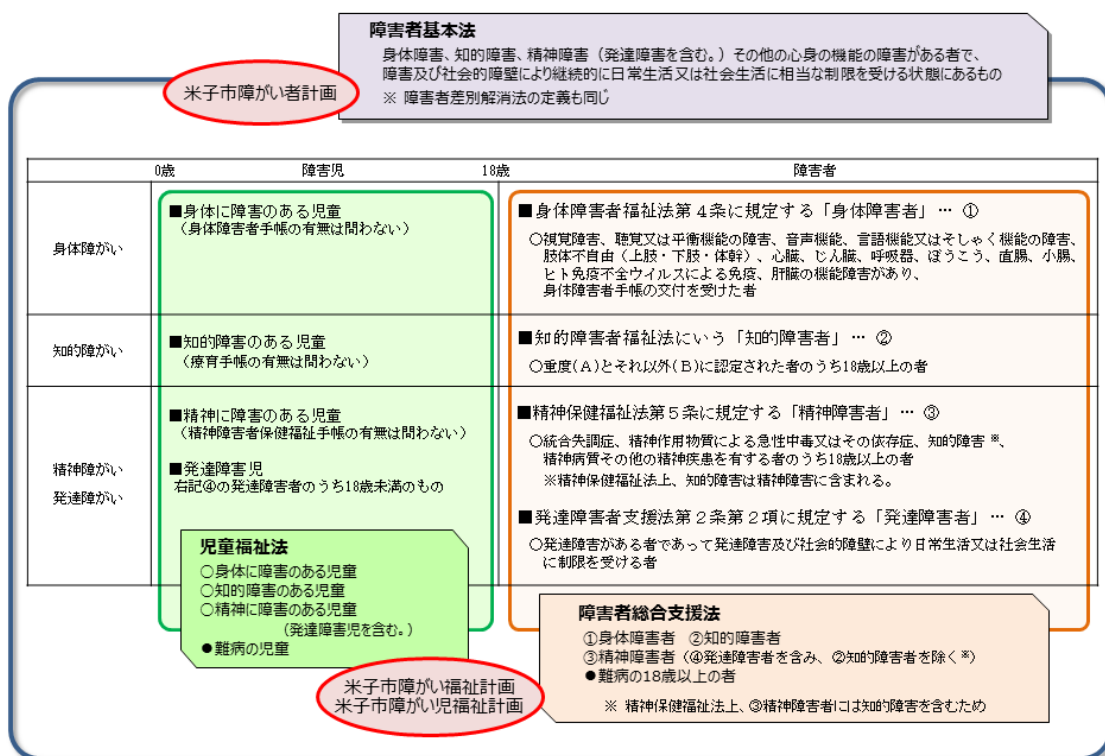
支援プラン2018では、「米子市障がい者計画」において、共生社会の実現に向け、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう、福祉、教育、医療、雇用など、各分野における支援を充実するとともに、障がいのある人の社会参加を制約している社会的なさまざまな障壁を取り除くため、本市が取り組むべき基本的な方向性を定めます。

その上で、「米子市障がい福祉計画」及び「米子市障がい児福祉計画」において、障がいのある人の生活支援に係る具体的な施策である障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、並びに障がい児福祉サービスの提供体制の整備や円滑な実施を確保するための目標値について定めることとします。

## 5 「障がいがある人」・「障がいのある児童」とは

支援プラン 2018 を構成する各計画の根拠となる法令には、それぞれの法令が対象とする「障害者」及び「障害児」の範囲が定められています。

### 「障害者」「障害児」に係る関係法令の整理図



### 【参考】

#### 根拠となる法律及び関係法令の規定

##### ○障害者基本法（抄）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

##### ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障

害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

### ○児童福祉法（抄）

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- (1) 乳児 満1歳に満たない者
- (2) 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- (3) 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

### ○身体障害者福祉法（抄）

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

### ○知的障害者福祉法

※知的障害者福祉法に知的障害者を定義する規定はない。

- ・「療育手帳」制度は、国の「療育手帳制度要綱」に基づき都道府県知事が実施。
- ・「知的障害者」は、児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害であると判定された者

### ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抄）

第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

### ○発達障害者支援法（抄）

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発症するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であつて発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

## 6 支援プラン 2018 を策定するために行ったこと

---

### (1) 米子市障がい者計画等策定委員会の設置

支援プラン 2018 の策定等のため、学識経験者をはじめ、障がい福祉に関わる行政機関、当事者団体、関係機関及びサービス提供事業者の代表、並びに市民からの公募者から、21 名の方を策定委員として委嘱し、米子市障がい者計画等策定委員会を設置しました。

策定委員会は、平成 29 年 6 月から平成 30 年 2 月までの間に、6 回開催しました。

※策定委員及び開催経過は、「第 5 部 資料編」に掲載しています。

### (2) 障がい児福祉のニーズ調査の実施

米子市障がい児福祉計画を新たに作成するにあたり、障がい児福祉及び子育て支援サービスの利用見込量と利用ニーズを把握するため、障がい児福祉のニーズ調査を、平成 29 年 8 月から 9 月に鳥取県と共同で実施しました。

ニーズ調査により把握した、障がいのある児童の障がい児福祉サービス等の利用ニーズについては、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画のサービスの見込量等の作成の参考にしました。

※ニーズ調査の実施内容及び結果の詳細は、「第 5 部 資料編」に掲載しています。

### (3) 当事者団体等からの聞き取りの実施

本市で活動する 11 の当事者団体などから、障がいのある人の現状やニーズの聞き取りを平成 29 年 9 月から 10 月に行いました。

聞き取りによって把握した、障がいのある人や児童の障がい福祉サービス等の利用に係る意見やニーズ、また、障がいのある人や児童を支える家族を含めた生活の中での困り事、要望などの意見については、障がい者計画の分野別の取組、また障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるサービスの見込量等の作成の参考にしました。

※聞き取りの実施内容及び結果等の詳細は、「第 5 部 資料編」に掲載しています。

### (4) パブリックコメントの実施

支援プラン 2018 の素案に対する市民意見公募（パブリックコメント）を、平成 30 年 1 月から 2 月に実施しました。

パブリックコメントでは、6 人の方から 20 件のご意見をいただき、市の考え方及び対応方針を米子市ホームページで公表するとともに、対応方針に基づき支援プラン 2018 への反映を行いました。

※パブリックコメントの実施方法及び結果等の詳細は、「第 5 部 資料編」に掲載しています。



## **7 支援プラン 2018 の推進体制**

---

障がい者施策は、福祉、保健、医療のみでなく、教育や雇用など障がいのある人が社会生活のなかで関わるあらゆる分野と深く関係しているため、全庁的な取組として、総合的に計画を推進していきます。

支援プラン 2018 の推進のためには、市民はもちろんのこと、国、県、医療機関、関係団体、企業やサービス提供事業者の理解と協力が不可欠ですので、さらなる連携を図っていきます。

## **8 計画の実施状況の管理体制**

---

支援プラン 2018 を推進するために、「米子市障がい者計画等検証委員会（仮称）」を設置し、毎年度、支援プラン 2018 の実施状況の把握、点検及び検証を行い、施策及び事業の適切な実施に努めます。

## 第2部 障がいのある人の現状

### 1 障害者手帳所持者数の状況

米子市における障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数は、次のようになっています。

#### (1) 米子市の人口

平成29年3月31日における米子市の人口は148,478人（住民基本台帳）です。

#### (2) 障害者手帳所持者数の状況

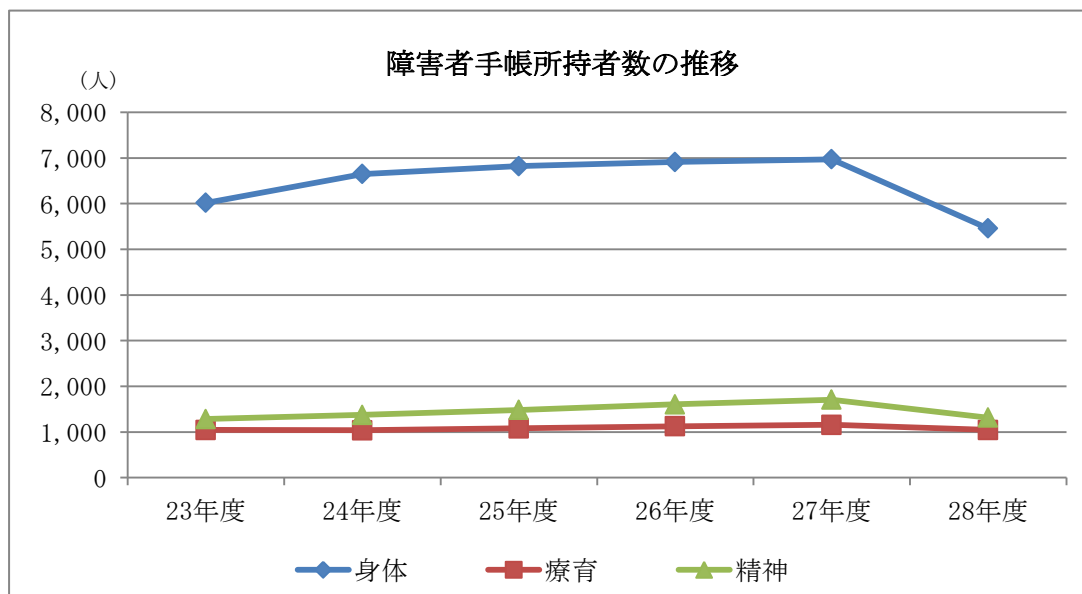
平成29年3月31日における障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数は、7,819人で、総人口に占める割合は5.27%です。

(人)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
身体	6,019	6,650	6,821	6,912	6,973	5,459
療育	1,044	1,039	1,081	1,125	1,156	1,044
精神	1,283	1,375	1,484	1,606	1,707	1,316
合計	8,346	9,064	9,386	9,643	9,836	7,819

(各年度の3月31日現在の人数)

(注) 米子市では、平成28年度から障害者手帳や障がい福祉に係る新しい管理システムを導入し、障害者手帳台帳の整理を行い、届出のなかった死亡者、転出者等を削除したため、対前年度から減少しています。



## 2 身体障がいのある人の状況

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数は、平成 28 年度では 5,459 人となっています。

新システムの導入に伴い、身体障害者手帳台帳から、届出のなかった死亡者・転出者を削除したため、前年度から人数が大きく減少し、過去の所持者数との比較は困難になりました。

なお、新規に身体障害者手帳の交付を受けた人は、平成 27 年度 212 人、平成 28 年度は 293 人となっています。

(人)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
所持者数※	6,019	6,650	6,821	6,912	6,973	5,459

※所持者数の根拠

○平成 27 年度まで：事務報告データ（鳥取県に照会して得た数）

○平成 28 年度：本市に住民票がある身体障害者手帳の交付を受けている者と児童の数。（年度中の転出者・死亡者は含まない。）

【参考】

○身体障害者手帳は、制度上、本人・親族等からの申出により転出・死亡を把握し、手帳台帳を整備することとなっているため、届出がない場合、手帳台帳に氏名が残る。

○死亡の場合は、親族等からの返還届の提出、転出の場合は、転出先自治体への住所変更届の提出により転出元自治体へ通知されることで、手帳台帳の整備を行う。

### (2) 身体障害者手帳所持者の年齢別の数

身体障害者手帳の所持者の年齢階層別についても、過去の所持者数との比較は困難になりましたが、各年齢階層別の割合について、平成 25 年度と平成 28 年度を比較すると、18～64 歳の階層が 6.7 ポイント高くなり、65 歳以上は 7.0 ポイント低くなっています。

(人)

	25 年度		28 年度	
17 歳まで	118	(1.7%)	110	(2.0%)
18～64 歳	1,127	(16.5%)	1,263	(23.2%)
65 歳以上	5,576	(81.8%)	4,086	(74.8%)
合 計	6,821		5,459	

### (3) 身体障害者手帳所持者の等級別の数

身体障害者手帳の等級別の所持者は、割合で比べると平成 25 年度から大きな変化はありません。

1 級、2 級を合わせた重度の割合は、平成 28 年度では、49.8%と約半数を占めています。

(人)

	25 年度		28 年度	
1 級	2,238	(32.8%)	1,930	(35.4%)
2 級	1,002	(14.7%)	787	(14.4%)
3 級	1,057	(15.5%)	834	(15.3%)
4 級	1,619	(23.7%)	1,272	(23.3%)
5 級	441	(6.5%)	296	(5.4%)
6 級	464	(6.8%)	340	(6.2%)
合計	6,821		5,459	

### (4) 主な障がいの種類別身体障害者手帳所持者の数

主な障がいの種類別の身体障害者手帳の所持者数についても、過去の集計との比較は困難になりましたが、全体に占める割合からみると、大きな変化はありません。

(人)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
視 覚	622 (10.3%)	562 (8.4%)	557 (8.2%)	546 (7.9%)	534 (7.7%)	348 (6.4%)
聴覚平衡機能	619 (10.3%)	567 (8.5%)	570 (8.4%)	578 (8.4%)	593 (8.5%)	405 (7.4%)
音声言語機能	46 (0.8%)	85 (1.3%)	91 (1.3%)	93 (1.3%)	94 (1.3%)	65 (1.2%)
肢体不自由	3,439 (57.1%)	3,688 (55.5%)	3,780 (55.4%)	3,797 (54.9%)	3,786 (54.3%)	3,010 (55.1%)
内 部 ※	1,293 (21.5%)	1,748 (26.3%)	1,823 (26.7%)	1,898 (28.2%)	1,966 (28.2%)	1,631 (29.9%)
合 計	6,019	6,650	6,821	6,912	6,973	5,459

※内部：心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障がい

## (5) 自立支援医療（更生医療<sup>2</sup>）の状況

(人)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
視覚	0	0	0	0	0	0
聴覚平衡機能	0	0	0	0	0	0
音声言語機能	0	0	2	0	0	2
肢体不自由	1	3	4	2	1	3
内部 <sup>※</sup>	528	565	581	424	541	525
合計	529	568	587	424	542	530

※内部：心臓・腎臓(人工透析・腎移植後の免疫抑制療法)・肝臓(肝移植後の免疫抑制療法)・免疫不全への免疫療法

## (6) 自立支援医療（育成医療<sup>3</sup>）の状況

(人)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
視覚	8	0	1	3	2	2
聴覚平衡機能	4	6	4	1	3	1
音声言語機能	22	14	23	10	19	9
肢体不自由	22	15	23	10	12	7
内部 <sup>※</sup>	23	25	33	25	28	24
合計	79	60	84	49	64	43

※内部：心臓・腎臓(人工透析・腎移植後の免疫抑制療法)・肝臓(肝移植後の免疫抑制療法)・免疫不全への免疫療法

<sup>2</sup> 更生医療／18歳以上の身体障害者手帳所持者が、医療を受けることにより障がいの軽減、あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できると認められ、指定自立支援医療機関で治療する場合に、医療費の自己負担が原則として1割になる制度。

<sup>3</sup> 育成医療／18歳未満の身体に障がいのある児童、又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、治療によって確実な治療効果が期待できると認められ、指定自立支援医療機関で治療する場合に、医療費の自己負担が原則として1割になる制度。

### 3 知的障がいのある人の状況

#### (1) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳の所持者数は、平成 28 年度では 1,044 人となっています。

新システム導入に伴い、療育手帳台帳から、届出のなかった死亡者・転出者を削除したため、前年度から人数が減少し、過去の所持者数との比較は困難になりました。

なお、新規に療育手帳の交付を受けた人は、平成 27 年度 67 人、平成 28 年度は 32 人となっています。

(人)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
療育手帳 A	383	378	379	389	396	321
療育手帳 B	661	661	702	736	760	723
合 計	1,044	1,039	1,081	1,125	1,156	1,044

※所持者数の根拠

○平成 27 年度まで：事務報告データ（鳥取県に照会して得た数）

○平成 28 年度：本市に住民票がある療育者手帳の交付を受けている者と児童の数。（年度中の転出者・死亡者は含まない。）

#### (2) 年齢別療育手帳所持者数

療育手帳の所持者の年齢階層別についても、過去の所持者数との比較は困難になりましたが、各年齢階層別の割合について、平成 25 年度と平成 28 年度を比較すると、18～64 歳の階層が 3.3 ポイント高くなり、17 歳までが 2.6 ポイント低くなっています。

(人)

	25 年度		28 年度	
17 歳まで	271	(25.1%)	235	(22.5%)
18～64 歳	710	(65.7%)	720	(69.0%)
65 歳以上	100	(9.2%)	89	(8.5%)
合 計	1,081		1,044	

## 4 精神障がいのある人の状況

### (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 28 年度では 1,316 人となっています。

新システム導入に伴い、精神障害者保健福祉手帳台帳から、届出のなかった死亡者・転出者を削除したため、過去の所持者数との比較は困難になりましたが、等級別の割合は、ほぼ横ばいで、2 級が全体の約 8 割を占めています。

(人)

等級	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
1 級	175 (13.7%)	184 (13.4%)	198 (13.3%)	216 (13.4%)	241 (14.1%)	172 (13.0%)
2 級	1,023 (79.7%)	1,091 (79.3%)	1,175 (79.2%)	1,267 (78.9%)	1,325 (77.6%)	1,026 (79.0%)
3 級	85 (6.6%)	100 (7.3%)	111 (7.5%)	123 (7.7%)	141 (8.3%)	118 (9.0%)
合計	1,283	1,375	1,484	1,606	1,707	1,316

※所持者数の根拠

○平成 27 年度まで：事務報告データ（鳥取県に照会して得た数）

○平成 28 年度：本市に住民票がある精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者と児童の数。（年度中の転出者・死亡者は含まない。）

### (2) 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者の年齢階層別についても、過去の所持者数との比較は困難になりましたが、各年齢階層別の割合は、ほぼ変化がありません。

(人)

	25 年度	28 年度
17 歳まで	32 (2.2%)	41 (3.1%)
18～64 歳	1,115 (75.1%)	1,000 (76.0%)
65 歳以上	337 (22.7%)	275 (20.9%)
合 計	1,484	1,316

### (3) 自立支援医療（精神通院医療<sup>4</sup>）の状況

自立支援医療（精神通院医療）を受けている人は、毎年増加しています。

(人)

	26 年度	27 年度	28 年度
受給者証交付者数	3,078	3,288	3,326

<sup>4</sup> 精神通院医療／統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人が、指定自立支援医療機関で治療する場合に、医療費の自己負担が原則として 1 割になる制度。

## 5 障がいのある児童の状況

### (1) 特別支援学級等の状況

障がいのある児童・生徒数は、近年増加傾向にあり、特別支援学級、通級指導教室などのニーズは高まる傾向にあります。

#### ① 小学校における特別支援学級の児童の状況（毎年度5月1日現在の在学者数）

##### ア 障がいのある児童数

(人)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
全児童数	8,474	8,403	8,159	8,248	8,123	8,099
障がい児数	154	156	163	166	187	189

##### イ 障がいの状況別児童数、特別支援学級数

(人)

	26年度	27年度	28年度
肢 体	5	5	2
知 的	64	65	72
病 弱	6	9	6
難 聴	1	0	1
自閉・情緒	90	108	108
合 計	166	187	189
特別支援学級数	57学級	57学級	58学級

#### ② 中学校における特別支援学級の生徒の状況（毎年度5月1日現在の在学者数）

(米子市日吉津村組合立箕蚊屋中学校を含む)

##### ア 障がいのある生徒数

(人)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
全児童数	4,307	4,258	4,325	4,400	4,329	4,228
障がい児数	75	76	86	94	100	88



**イ 障がいの状況別生徒数、特別支援学級数**

(人)

	26年度	27年度	28年度
肢 体	1	1	3
知 的	43	43	39
病 弱	3	3	0
難 聴	1	2	1
自閉・情緒	46	51	45
合 計	94	100	88
特別支援学級数	29学級	29学級	25学級

**③ 発達障がいの診断を受けている児童・生徒の状況**

(人)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	320	335	378	370	427	339
中学校	112	133	184	166	207	218
合 計	432	468	562	536	634	557

**④ 通級指導を受けている児童・生徒の状況**

(人)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校 (ことば)	14	21	17	16	15	17
小学校 (まなび)	62	73	89	94	92	99
中学校	14	18	21	18	17	22

## 6 障がいのある人の雇用状況

---

ハローワーク米子管内(米子市・境港市・西伯郡・日野郡)の障がいのある人の就職件数の推移です。

### (1) 身体障がいのある人

(人)

	26年度	27年度	28年度
求職申込件数	102	114	114
紹介件数	194	183	136
就職件数	57	58	61

### (2) 知的障がいのある人

(人)

	26年度	27年度	28年度
求職申込件数	72	85	65
紹介件数	82	99	73
就職件数	39	61	48

### (3) 精神障がいのある人

(人)

	26年度	27年度	28年度
求職申込件数	210	221	283
紹介件数	383	511	494
就職件数	122	135	174

※精神障害者保健福祉手帳を所持する発達障がいの人を含む。

### (4) その他(発達障がい、難病等)

(人)

	26年度	27年度	28年度
求職申込件数	26	31	34
紹介件数	27	35	54
就職件数	12	13	16

## 7 米子市障がい福祉計画 2015 の実施状況

### (1) 目標値の進捗状況

米子市障がい福祉計画 2015 で設定した目標値の進捗状況は、次のとおりです。

#### ① 施設入所者の地域移行

施設に入所している人を地域生活へ移行させ、施設入所者を減らすことを目標としています。平成 28 年度末実績において、入所者数の削減は目標値を達成していますが、地域移行者数は 2 人となっており、進捗率は 9.5%に留まっています。

地域生活への移行が進まない要因は、施設入所者の退所の理由として死亡や入院等が大多数を占める一方、入所者の障がいの重度化・高齢化が進み、地域生活への移行が困難な人が増加していること、また、地域生活に移行するための受け皿となる重度対応のグループホームや福祉サービスの提供体制が整っていないことなどが考えられます。

	29 年度末 目標値	28 年度末 実績	進捗率
施設入所者数の削減	7 人	8 人	114.3%
地域移行者数	21 人	2 人	9.5%

#### ② 福祉施設から一般就労への移行

就労継続支援（A型・B型）及び就労移行支援の各事業所から、一般就労に移行した人は、平成 28 年度実績で 20 人となっており、目標値を達成しています。

また、就労移行支援事業所の利用者数も、平成 28 年度実績で 47 人となっており、目標値を上回っています。

就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所については、平成 28 年度末で、目標値を上回っています。

	29 年度末 目標値	28 年度 実績	進捗率
福祉施設から一般就労への移行者	20 人	20 人	100.0%
就労移行支援事業利用者	44 人	47 人	106.8%
就労移行率が 3 割以上の 就労移行支援事業所	1 事業所	2 事業所	150.0%

## (2) 障がい福祉サービスの利用状況

### ① 訪問系サービス（介護給付）

同行援護を除き、訪問系サービスの多くが、利用者数、利用時間数とも見込量を下回っています。

その要因として、事業所の職員不足等により、利用者の受入れ人数が限られていることや、利用者のニーズに対応できる事業所の調整が困難であることなどが、理由として考えられます。

人＝月間の利用人数  
時間＝月間のサービス提供時間

サービス名	27年度	28年度		29年度	
	見込量	見込量	実績	見込量	実績見込 (H29.8末現在)
居宅介護	338人	344人	265人	350人	254人
	6,354時間	6,467時間	5,198時間	6,580時間	5,180時間
重度訪問介護	10人	12人	7人	14人	7人
	1,652時間	1,817時間	1,610時間	1,982時間	1,662時間
行動援護	39人	40人	38人	41人	33人
	911時間	938時間	796時間	967時間	846時間
重度障害者等 包括支援	1人	1人	0人	1人	0人
	65時間	65時間	0時間	65時間	0時間
同行援護	24人	27人	31人	30人	31人
	330時間	367時間	392時間	407時間	398時間

## ② 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

### 【介護給付】

生活介護、療養介護は、ほぼ見込みどおりの数値となっています。

短期入所のうち短期入所(福祉型)は、見込量を上回っていますが、当事者団体への聞き取りや障がい児福祉のニーズ調査の結果、事業所数の不足や職員体制が整っていないなどの理由により、希望しても利用できない実態があることがわかりました。

また、短期入所(医療型)については、施設数が限られるため利用ニーズを満たせていない実態があります。

人＝月間の利用人数  
人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

サービス名	27年度	28年度		29年度	
	見込量	見込量	実績	見込量	実績見込 (H29.8末現在)
生活介護	320人	326人	303人	332人	301人
	5,840人日	6,315人日	5,717人日	6,790人日	5,841人日
療養介護	24人	25人	24人	25人	23人
短期入所(福祉型)	18人	19人	44人	20人	42人
	182人日	192人日	329人日	203人日	327人
短期入所(医療型)	25人	26人	11人	27人	11人
	252人日	264人日	77人日	275人日	77人日

### 【訓練等給付】

自立訓練、就労継続支援(B型)は、ほぼ見込みどおりの数値となっていますが、就労移行支援は、事業所数の減少から、平均利用人数、利用日数とも下回っています。

就労継続支援(A型)は、平均利用人数は見込みを下回っていますが、一人当たりの利用者の利用日数が増えていることから、利用日数はほぼ見込みどおりとなっています。

人＝月間の利用人数  
人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

サービス名	27年度	28年度		29年度	
	見込量	見込量	実績	見込量	実績見込 (H29.8末現在)
自立訓練 (機能訓練)	1人	1人	1人	1人	1人
	11人日	11人日	12人日	11人日	12人日
自立訓練 (生活訓練)※	20人	21人	20人	22人	15人
	56人日	64人日	396人日	72人日分	325人日
就労移行支援	28人	36人	21人	44人	18人
	546人日	702人日分	356人日	858人日分	287人日
就労継続支援 (A型)	129人	154人	123人	184人	125人
	1,857人日	2,228人日	2,339人日	2,673人日	2,508人日
就労継続支援 (B型)	492人	501人	519人	511人	541人
	8,682人日	8,855人日	8,663人日	9,032人日	9,209人日

※ 自立訓練(生活訓練)には、自立訓練(宿泊型訓練)を含む。

### ③ 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

共同生活援助（グループホーム）は、施設数が増加したことに伴い利用者が増加したため、見込量を上回っていますが、施設入所支援は、ほぼ見込どおりとなっています。

人＝月間の利用人数

サービス名	27年度	28年度		29年度	
	見込量	見込量	実績	見込量	実績見込 (H29.8末現在)
共同生活援助 (グループホーム)	130人	136人	142人	142人	145人
施設入所支援	172人	170人	169人	168人	165人

### ④ 相談支援

計画相談支援について、平成29年8月現在のサービス等利用計画の作成率は93.4%となっており、サービス利用希望者全員に利用計画を作成することができていません。

サービスの利用を希望するすべての人が、必要とするサービスを適切かつ計画的に利用できるよう、相談支援専門員及び特定相談支援事業所の増加を図るなど、計画相談支援の提供体制の充実を図ることが必要です。

地域移行支援の利用者は、見込量を下回っていること、また、地域定着支援の利用者がいないことを踏まえ、事業所との連携を図りながら、障がいのある人の地域移行を進めていく必要があります。

人＝月間の利用人数

サービス名	27年度	28年度		29年度	
	見込量	見込量	実績	見込量	実績見込 (H29.8末現在)
計画相談支援 ※	—	—	231人	—	221人
地域移行支援	2人	3人	2人	4人	1人
地域定着支援	1人	2人	0人	3人	0人

※ 計画相談支援の見込量は、障がい福祉計画2015の見込量と実績が比較できないため、記載していません。

### (3) 障がい児福祉サービスの利用状況

児童発達支援、放課後等デイサービスは、事業所の増加により受入れ人数が増加したため、見込量を上回っています。

また、障害児相談支援におけるサービス等利用計画の策定率は、相談支援事業所が増加したため、100%となっています。

人＝月間の利用人数  
人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

サービス名	27年度	28年度		29年度	
	見込量	見込量	実績	見込量	実績見込 (H29.8末現在)
児童発達支援	36人	36人	62人	39人	55人
	500人日	500人日	616人日	515人日	518人日
医療型児童発達支援	17人	19人	15人	21人	16人
	72人日	80人日	55人日	88人日	52人日
放課後等デイサービス	60人	72人	125人	84人	161人
	626人日	866人日	1,495人日	1,106人日	2,002人日
保育所等訪問支援	0人	2人	1人	3人	1人
障害児相談支援 ※	—	—	60人	—	66人

※ 障害児相談支援の見込量は、障がい福祉計画2015の見込量と実績が比較できないため、記載していません。

#### (4) 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業のうち、主な事業の見込量と実績です。

件＝年間の利用又は給付件数

サービス名	27年度	28年度		29年度	
	見込量	見込量	実績	見込量	実績見込 (H29.8末現在)
意思疎通支援事業					
手話通訳者派遣事業	1,280件	1,332件	1,226件	1,386件	1,088件
要約筆記者派遣事業	18件	19件	24件	20件	40件
日常生活用具給付等事業	2,760件	2,862件	3,195件	2,967件	3,258件
移動支援事業					
実利用者数 <sup>※1</sup>	—	—	157人	—	154人
延べ利用時間	17,500時間	17,700時間	15,027時間	17,900時間	13,824時間
日中一時支援事業 <sup>※2</sup>					
実利用者数	—	—	108人	—	107人
延べ利用時間	—	—	10,395時間	—	9,612時間

※1 移動支援事業の実利用者数の見込量は、障がい福祉計画2015の見込量と実績が比較できないため、記載していません。

※2 日中一時支援事業は、障がい福祉計画2015において見込量を記載していません。



## 第3部 米子市障がい者計画

### 1 概要

---

米子市障がい者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、国が定める障害者基本計画や鳥取県障がい者プランを基本として、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がい福祉施策に関する基本的な方向性を示す計画です。

### 2 計画期間

---

現在の障がい者計画は、平成 27 年度から平成 35 年度までの 9 年間を計画期間として策定しました。

策定から 3 年が経過し、この間における社会情勢の変化及び国における障がいのある人に関わる法制度の改正等により、障がい福祉施策を取り巻く状況は、大きく変化しています。

また、国が障害者基本法に基づき、政府が講ずる障がい者の自立及び社会参加等の支援のための施策の最も基本的な計画として策定する「障害者基本計画」についても、平成 30 年度からを計画期間とする障害者基本計画（第 4 期）が策定されたところです。

このような状況を踏まえ、米子市障がい者計画の見直しを行います。計画期間は当初のとおり平成 35 年度までとします。

なお、この計画期間中に大きな制度改正や社会情勢の変化があった場合には、計画を見直しながら進めていきます。

### 3 基本的な考え

---

障がいのある人や障がいのある児童に関わる施策は、すべての人が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する、かけがえのない個人として尊重されるという理念の下、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を目指して実施される必要があります。

この計画では、このような「共生社会」の実現に向け、障がいのある人が、福祉、教育、医療、雇用などの必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限に発揮し、自己実現ができるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁（バリア）を取り除くため、米子市が取り組むべき障がいのある人に関する施策の基本的な方向性を定めます。

また、平成 21 年に鳥取県で始まった「あいサポート運動」や、平成 29 年に定められた「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（あいサポート条例）の理念を踏まえ、本市においても、障がいのない人が障がいの特性を正しく理解し、障がいがある人への配慮や手助けなどの行動をすることで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

#### (1) 地域社会における共生

すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障がいのある人が、必要な支援を受けながら、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会を確保するための取組や、障がいのある人の社会への参加を制約する社会的なさまざまな障壁を取り除くための取組などの環境づくりを進めます。

また、障がいのある人の自立と社会参加のため、地域社会においてどこで誰と生活するかについての選択の機会の保障や、手話を含む言語やその他の意思疎通のための手段について、自ら選択する機会の確保を図ります。

これらの取組とともに、共生社会の実現のためには、障がいのない人が、さまざまな障がいの特性を理解し、心のなかにあるバリアを取り除き、障がいのある人への配慮や手助けなどの具体的な行動によって、障がいのある人とない人が、共に分かり合える地域社会にしていくことが必要です。そのため、鳥取県とともに「あいサポート運動」や「あいサポート条例」に基づく取組を進めます。

#### (2) 差別の禁止

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

障がいを理由として、差別すること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を取り除くための「合理的配慮」の提供についても規定されました。

今後、差別的取扱いの禁止と合理的配慮の実効性を確保していくことが必要です。

## 4 基本的な視点

---

### (1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

障害者権利条約の「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」(Nothing about Us Without Us)の考えの下、「インクルージョン」を推進する観点から、障がいのある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者施策の検討及び評価に当たっては、障がいのある人が意思決定過程に参画し、障がいのある人の視点を施策に反映するよう目指します。

### (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去に努めることにより、障がいのある人の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるように、障がいのある人のアクセシビリティ<sup>5</sup>向上の環境整備を目指します。

また、障がいを理由とする差別は、障がいのある人の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであるため、障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、障がい者差別の解消を目指します。

### (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術・スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行うよう目指します。

障がい者施策は、障がいのある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目した上で、障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われるものであり、障がいのある人の家族をはじめとする関係者への支援も重要です。

また、複数の分野にまたがる課題については、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることにより総合的かつ横断的に対応するよう目指します。

### (4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がいのある人の個別的な支援の必要性を踏まえ、実施するよう目指します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい<sup>6</sup>、盲ろう、重症心身障がいその他の重複障がい等について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を目指します。

---

<sup>5</sup> アクセシビリティ／施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

<sup>6</sup> 高次脳機能障がい／交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障害された状態を指し、器質性精神障害として位置づけられる。

## 5 分野別の取組

### (1) 安心・安全な生活環境の整備

#### 【基本的な考え】

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし、社会参加を進めていくためには、生活環境の整備が不可欠です。

障がいのある人が、安心して安全に生活できる住環境や移動しやすい環境、アクセシビリティに配慮した施設の整備など、障がいのある人に配慮したまちづくりの推進を通じ、生活環境における社会的障壁（バリア）を取り除き、アクセシビリティの向上を推進します。

また、生活環境の整備は、段差などの物理的な障壁の除去だけでなく、心理的な障壁を取り除くことも重要です。障がいの特性や障がいのある人への理解を深めることが、障がいのある人もない人も暮らしやすい生活環境につながるため、「あいサポート運動」や「心のバリアフリー」を広めるための取組を推進します。

#### 【取組方針】

##### ① 住宅の確保

- 市営住宅の新築又は改築を行う際には、建物全体をバリアフリーな設計とするとともに、既存の市営住宅の改修についてもバリアフリー化を推進します。また、障がいのある人の優先入居を引き続き実施します。
- 鳥取県居住支援協議会が実施している「あんしん賃貸支援事業」を活用し、賃借人及び障がいのある人の双方に対する情報提供等の支援を行い、障がいのある人の住宅確保のため、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。
- 障がいのある人の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進します。
- 在宅の障がいのある人の日常生活を容易にするとともに、介護を行う家族等の負担を軽減するため、段差の解消、手すりの取付け等の住宅改良費及び日常生活用具の給付等の助成を行います。

##### ② 移動しやすい環境の整備

- 障がいのある人をはじめ高齢者など、だれもが安全に快適に移動できるまちを目指し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「米子市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅やバス停留所などの旅客施設、バスなどの車両といった公共交通機関のバリアフリー化を促進します。
- 移動のための支援として、低所得世帯の重度障がいのある人に対し、タクシーチケットを交付するとともに、就労や社会参加が見込まれる障がいのある人に対し、自動車運転免許取得費用や自動車改造費用を助成します。

### ③ アクセシビリティに配慮した施設の推進

- 市の施設の新設・改修に当たっては、平成 28 年 3 月に策定した「米子市公共施設等総合管理計画」に従い、「バリアフリー法」や「鳥取県福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づいて、障がいの有無にかかわらずだれもが利用しやすい施設整備を促進します。
- 施設整備の際には、さまざまな障がいのある人の意見を聞き、機器等においてもユニバーサルデザイン<sup>7</sup>に配慮した、だれもが使いやすい製品等の設置に努めます。

### ④ 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

- 障がいのある人をはじめあらゆる人が、安心して安全に移動したり、施設が利用できるよう、バリアフリー法に基づき、道路や歩道の段差や勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、視覚障がい者用信号機の設置などのバリアフリー化を進め、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。
- ハード整備（施設整備）だけでなく、安全な通行の妨げとなる歩道の放置自転車や看板を無くす取組も、引き続き地域と協力しながら進めるなど、市民の障がいへの理解と障がいのある人への配慮について、啓発を図ります。

### ⑤ あいサポート運動等の推進

- 多様な障がいの特性や障がいのある人への配慮を理解することで、障がいのある人もない人も、共に暮らすことができる地域社会をつくるため、鳥取県とともに「あいサポート運動」を推進します。
- 外見では配慮や支援の必要性がわからない内部障がいがある人などのため、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」の普及と啓発を図ります。

#### ヘルプマーク



#### 配布しているヘルプマーク

ストラップ型



ピンバッジ型



<sup>7</sup> ユニバーサルデザイン／施設や製品等について、誰にとっても利用しやすいデザインにするという考え方。

## (2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

### 【基本的な考え】

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、その人にあった方法で、必要な情報を得ることができる環境を整備することが重要です。

障がいのある人が、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成や確保を図り、福祉サービスの充実を図ります。

### 【取組方針】

#### ① 情報提供の充実

○市の広報誌の点字版や音声版の配布を行うとともに、市の公式ホームページのウェブアクセシビリティ<sup>8</sup>の確保を図り、身体に障がいのある人、高齢者、パソコンの操作に不慣れな人など、だれもが使いやすく、必要な情報を入手しやすいホームページづくりを進めます。

#### ② 意思疎通支援の充実

○障がいのある人が地域で暮らし、社会参加をするためには、コミュニケーション手段の確保が重要です。聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障がいや難病により意思疎通に支障がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者をはじめ、点訳・朗読奉仕員等の派遣を行い、障がいがある人のコミュニケーションを支援します。

○視覚や聴覚に障がいのある人との交流活動の促進や、コミュニケーションを支援するため、市では手話奉仕員、点訳奉仕員や朗読奉仕員を養成するための研修事業等を、委託事業により実施するとともに、県が実施する手話通訳者や要約筆記者の養成研修とあわせて、意思疎通支援を行う人材の育成を図ります。

#### ③ 行政情報のアクセシビリティの向上

○障がいのある人を含むすべての人が利用しやすい行政情報の提供の充実に取り組み、障がいのある人自身が確認できるよう、手話、点字、音声、拡大文字等での情報提供を行います。

○ファクシミリ番号の記載、音声コードの添付、通知への点字シールの貼付など、障がいのある人に配慮した行政文書の作成に努めます。

○知的障がい、精神障がい等の障がい特性を踏まえ、わかりやすい表現の使用やふりがなを表記するなど、障がいのある人が理解しやすいパンフレットや説明資料等の作成に努めます。

<sup>8</sup> ウェブアクセシビリティ／誰もがウェブサイト等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

### (3) 安心・安全のための防災、防犯等の推進

#### 【基本的な考え】

これからのまちづくりにおいて、市民の「安心・安全」の確保は大きな課題であり、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して、安全に生活することができるよう、障がい特性に配慮した支援を行うことにより、災害や犯罪等による被害の未然防止を図る必要があります。

災害が起こったときには、障がい特性に配慮した緊急通報や情報伝達により、避難支援、避難所の確保や避難所での合理的配慮の提供、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、環境の整備を進めます。

また、障がいのある人が、犯罪や消費者トラブルに巻き込まれないようにするための取組を推進します。

#### 【取組方針】

##### ① 防災対策の推進

- 平成 29 年 9 月にあいサポート条例が施行され、「災害時における障がい者の支援」について市町村の役割が明記されました。
- 災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合には、障がいのある人に確実に情報が伝わるよう、障がい特性に配慮した伝達方法の体制整備を進めます。
- 現在の音声による防災行政無線に加え、音声放送が聞きづらい場合に電話で内容が確認できる「緊急通報テレホンサービス 0120-310-475」を広く周知するとともに、文字情報による緊急速報メール等の活用など、伝達方法の充実に取り組みます。
- 災害に強い地域づくりのため、地域の自主防災組織の結成と活動のための支援を行い、「支え愛マップ」の作成を促すとともに、災害時要支援者名簿への登録を進めます。
- 災害時要支援者名簿への登録や「支え愛マップ」の作成を通じ、災害時に自力での避難が困難な障がいのある人や高齢者などの要支援者の把握に努め、災害時には迅速な避難支援や救助ができるよう、行政と地域で情報の共有、連携ができるよう体制整備を進めます。
- 防災・避難訓練等に障がいのある人や事業所が参加し、防災意識の向上と避難方法の確認を進めます。

##### ② 緊急通報・避難体制の整備

- 災害が発生した場合やその恐れがある場合、障がいのある人は、障がいへの理解不足などにより不利益な立場となることが多いため、地域での障がい理解について啓発を進めます。
- 障がいのある人の避難体制については、地域や民生委員、関係団体、施設などとの連携を図り、災害時に自力での避難が困難な障がいのある人や高齢者などの要支援者について、避難支援や救助ができるよう取り組みます。

- 避難所では、障がい特性に配慮した情報保障<sup>9</sup>や合理的配慮の実施ができるよう、避難所の運営体制の整備を進めます。また、障がいのある人の受入れに必要な資機材の確保や、非常用電源の確保等の環境整備を進めます。
- 福祉避難所<sup>10</sup>は、市が福祉施設等と協定を結び設置していますが、受入れ方法や物資の確保など具体的な支援体制について取組を進めます。
- 聴覚や発語に障がいのある人が緊急時に速やかに通報できるよう、鳥取県西部広域行政管理組合消防局が行っている「FAX119番」の制度について、障がいのある人への周知を図ります。

### ③ 防犯対策の推進

- 見守りや声かけなど地域での協力体制と、行政や警察、障がい者団体、福祉施設や事業所等とが連携することで、犯罪被害や消費者トラブルの防止と早期発見に努めます。
- 聴覚や発語に障がいのある人が緊急時に速やかに通報できるよう、鳥取県警が実施している「メール110番」、「ファクシミリ110番」の制度について、障がいのある人への周知を図ります。

---

<sup>9</sup> 情報保障／障がい等により情報の取得が困難な者に対して、代替手段を用いて情報を提供すること。

<sup>10</sup> 福祉避難所／一般の避難所では生活することが困難な要支援者のために特別な配慮がなされた避難所。



## (4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

### 【基本的な考え】

すべての人が、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障がいや理由とする差別の解消や障がいのある人への虐待を防止し、権利を守るための取組が重要です。

社会のあらゆる場面において、障がいや理由とする差別の解消を進めるため、市は、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を市の責務として実施していくとともに、市民や事業者への啓発を行い、幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を実施します。

また、障がいのある人への虐待を防止し、権利を守るため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づく相談や紛争解決のための手続きを県や関係団体と連携しながら進めていくとともに、成年後見制度を含めた権利擁護の取組を積極的に進めていきます。

### 【取組方針】

#### ① 障がいや理由とする差別の解消の推進

- 障害者差別解消法、あいサポート条例、米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例に基づき、障がいや理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人に対する合理的配慮の提供がなされることで、障がいや理由とする差別がなくなるよう、市民や事業者への啓発や広報活動を行います。
- 市は、「あいサポーター」研修等を通じて、障がいの特性を理解し、社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供を行うとともに、環境の整備を進めます。
- 障がいや理由とする差別についての相談があった場合には、県の障がい者差別解消相談支援センター<sup>11</sup>と連携して対応します。

#### ② 権利擁護の推進と虐待の防止

- 障がいのある人や高齢者の権利擁護に関する相談窓口については、「西部後見サポートセンター うえるかむ<sup>12</sup>」を、西部圏域の市町村と共同で、委託により運営しており、成年後見制度の利用を含む権利擁護の取組を進めます。
- 障がいのある人の自己決定を尊重する観点から、本人の意思決定を支援し、成年後見制度の利用の促進に向けた取組を推進します。
- 成年後見制度の利用拡大のため、法人後見活動支援を行うとともに、鳥取県西部圏域の市町村と連携して市民後見人の養成を進めます。
- 申立人がいないなど、後見制度の利用が困難な障がいのある人については、市長が後

<sup>11</sup> 障がい者差別解消相談支援センター／あいサポート条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、県が設置する障がいや理由とする差別の解消を図るため、障がいや理由とする差別の相談に応じるとともに、相談者への支援を行うための窓口。県内に 3 か所あり、西部地域は鳥取県西部総合事務所に置かれている。

<sup>12</sup> 西部後見サポートセンター うえるかむ／虐待、消費者被害、財産・金銭管理、成年後見制度等の利用等、高齢者や障がい者のさまざまな権利擁護に関する総合相談窓口。米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）内にある。

見人の選任を求め、家庭裁判所に申立を行うことにより障がいのある人の権利擁護を図ります。

- 障害者虐待防止法に基づき、「米子市障がい者虐待防止センター」を障がい者支援課内に設置し、障がい者虐待にかかわる相談に応じるとともに、障がい者虐待の未然防止の取組を進めます。
- 養護者や事業所における障がい者虐待に関する相談や事案があった場合は、県や他の市町村、西部後見サポートセンター うえるかむ等の関係機関と連携し、虐待被害からの救済を図り、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。

## (5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

### 【基本的な考え】

障がいのある人や障がいのある児童及びその家族が、住み慣れた地域で安心して、個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい特性や医療的ケアの必要性の有無など一人ひとりの心身の状態や生活実態、家族の状況を踏まえた適切な支援を受けることができるようにすることが重要です。

そのため、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのある児童への支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上に取り組むとともに、福祉関係機関と、保健、医療、保育、教育等の各関係機関とが連携し、支援体制の充実を図ります。

また、施設入所者や長期入院している者などの地域生活への移行を推進し、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重して、安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、必要な時に必要な福祉サービスを受けることができるよう取組を進めます。

さらに、自ら意思を決定することが困難な障がいのある人に対しても、本人の自己決定を尊重する観点から、必要な意思決定の支援を行うとともに、障がいのある人が自らの決定に基づいて必要な支援を受けることができる体制を目指します。

### 【取組方針】

#### ① 意思決定の支援

○自ら意思を決定することが困難な障がいのある人に対しても、本人の自己決定を尊重する観点から、「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン<sup>13</sup>」に基づき、本人の意思決定を支援し、必要な支援を受けることができるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を推進します。

#### ② 相談支援体制の構築

○障がいのある人の個々の心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況や意向等を踏まえたサービス等利用計画の作成を行い、支援の必要性に応じた適切なサービスの提供に努めます。

○すべての障がいのある人が、必要とするサービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者や相談支援専門員の増加を図るなど、計画相談支援の提供体制の充実に努めます。

○地域における相談支援が円滑にかつ効果的に提供できるよう、市が委託している「相談支援事業所」の周知に努めるとともに、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、障がい福祉サービスの利用支援のみならず、生活全般にわたる必要な情報提供等ができるよう、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

○相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がいのある人からの相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置につい

<sup>13</sup> 障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン／平成 29 年 3 月に国が作成した、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめたもの。

て検討するとともに、障がいや障がいのある本人の問題だけでなく、家族の高齢化や子どものことなど、福祉の分野横断的、複合的な問題にも対応した包括的な相談支援体制の構築について、検討を進めます。

- 障がいのある人のさまざまな課題に対し、鳥取県西部圏域の障がいのある人の団体、事業所、保健・医療機関や企業等のネットワークの中心的役割を担っている「鳥取県西部障害者自立支援協議会」において、関係機関等との連携及び支援体制の充実に取り組みます。
- 障がいのある人の家族は、日常生活上の介護等の負担があるばかりでなく、地域での障がいへの理解不足等のため、精神的な負担も大きい実態があることを踏まえ、家族を支援するための体制整備に努めます。
- 障がいのある人・家族同士が行う援助として、有効かつ重要な手段であるピアカウンセリング、ピアサポート等<sup>14</sup>の当事者等による相談活動について、充実に努めます。

### ③ 地域移行支援、在宅サービス等の充実

- 施設入所者や長期入院している者等の地域生活への移行を推進するため、在宅の障がいのある人個々の実態やニーズに応じた、日常生活や社会生活を営む上で必要なサービスの提供体制の充実に取り組みます。
- 常時介護を必要とする障がいのある人が、地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実に努めるとともに、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。
- 地域で自立した生活を営むことができるよう、日常生活や社会参加を行うために必要な支援として、居宅介護、重度訪問介護等の在宅サービスの提供を行うとともに、短期入所や日中活動の場の確保を図り、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）、外出のための行動援護、同行援護、移動支援など、さまざまな障がい福祉サービスの提供体制の整備を促進します。
- 障がいのある人の地域における居住の場の一つとして、重度の障がいのある人にも対応したグループホームの整備を促進します。
- 長期入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるに当たり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう取組を進めます。

### ④ 障がいのある児童及び家族に対する支援の充実

- 障がいのある児童とその家族が、地域で安心して生活できるようにするため、保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、妊娠期から乳幼児期、学齢期、青年期等のライフステージに応じた、途切れることのない支援の提供体制の整備を進めます。
- 平成 30 年度に子育てにかかわる市の組織体制として、各種の健診や訪問等を通じて、妊娠期から学齢期の児童とその家族への継続した相談支援や情報提供を行う子育て世

---

<sup>14</sup> ピアカウンセリング、ピアサポート等／ピア（peer）は「仲間、同輩、対等者」の意。同じ課題や環境を体験する者がその体験からくる感情を共有することにより、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得ることなどを目的とする。

代包括支援センターの機能を担う「こども総合相談窓口」を設置します。

- 乳幼児に対する健康診査や発達相談による障がいの早期発見・早期支援を行うことの重要性を踏まえ、平成 30 年度から従来の希望制にかえて、すべての 5 歳児を対象とした健診を実施します。
- 発達に課題がある児童に対しては、こども総合相談窓口の中で、保護者との共通理解のもと、学校・保育園、医療、福祉等の関係機関との情報共有や連携により、適切な時期に、適切な場所で、一人ひとりの発達段階に応じた継続的な支援と、必要な療育や福祉サービスを受けることができるよう組織体制を整備します。
- 在宅の障がいのある児童に対し、居宅介護や短期入所等の福祉サービスの提供及び児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児通所支援、日中一時支援等の適切な支援を行い、在宅生活の充実を図ります。
- 在宅で生活する重症心身障がい児について、情報提供や相談支援等によりその家族を支援するとともに、重症心身障がいにも対応した短期入所等の障がい児福祉サービスの確保を促進します。
- 医療的ケアが必要な児童が、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療、福祉等の関係機関の連携を図ります。
- 新生児訪問等を通じて、子どもに障がいの疑いがあったり、障がいがあるとわかった家族に対し、障がいについての情報や医療機関、福祉制度や各種のサービス、教育等に関する情報の提供方法を検討し、家族の不安解消や子どもの発達への支援に努めます。

## ⑤ 障がい福祉サービス等の質の向上等

- 障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、並びに障がい児福祉サービス等が円滑に実施され、利用者の処遇が適切になされるとともに、違法又は不適切な事業の実施がなく、障がい福祉サービス事業所の質の向上及び自立支援給付の適正化を図られるよう、県と連携し、随時又は定期的に障がい福祉サービス事業所に対し、各種法令や通知等について周知するとともに、指導及び監査を行います。
- 障がいのある人が、ニーズにあった適切な障がい福祉サービス等を利用できるよう、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所及び医療機関等の関係者が連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

## ⑥ 障がい福祉を支える人材の育成・確保

- 相談支援専門員には、障がい福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の障がい特性を理解した専門的技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。
- 利用者のニーズに対応するため、障がい福祉サービスの従事者の確保を促進するとともに、従事者の資質の向上を図るため養成講座や研修会への参加の促進を図ります。
- 適切なサービスが提供できるよう、法人や施設等の事業者に対する障がい特性等の理解の促進や法令順守の意識の醸成について、県と連携して促進を図ります。

## (6) 保健・医療の推進

### 【基本的な考え】

障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには、身近な地域において、保健や医療を受けることができる体制を整備することが重要です。

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人への医療の提供・支援を可能な限り地域で行うとともに、入院中の精神障がいのある人の早期退院及び地域生活への移行を推進し、地域生活への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に取り組みます。

また、障がいのある人が、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

### 【取組方針】

#### ① 精神保健・医療の適切な提供等

- 入院中又は施設に入所中の精神障がいのある人の早期退院及び地域生活へ移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、精神障がいのある人が地域で生活できるよう、相談支援や地域移行支援等のサービスの提供体制の整備に努めます。
- 長期入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるに当たり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう取組を進めます。  
[再掲]
- 精神障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で生活できるよう、県や市、相談支援事業者や医療機関が連携し、精神保健福祉に関する相談への対応や訪問支援体制の充実を図り、精神障がいのある人のニーズに応じた、適切なサービスの提供に努めます。
- 市の保健師による相談対応や家庭等への訪問により、精神障がいのある人やその家族について、地域での生活はもとより入院中や退院後における支援を行います。

#### ② 保健・医療の充実等

- 障がいのある人が地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療との連携や相談・支援のための体制等の充実を図ります。特に、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防やその対応について配慮します。
- 障害者総合支援法に基づき、障がいのある人の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費（自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院医療））の助成を行うとともに、特別医療費制度の適切な給付を行います。

### ③ 難病に関する保健・医療の推進

○難病の人が安心して地域で生活できるよう、県や鳥取県難病相談・支援センター、医療機関と連携しながら、支援の充実を図ります。

### ④ 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

○障がいやその原因となる疾病等を早期に発見し、適切な治療やリハビリテーションを行うことによって、疾病等の治ゆ、障がいの軽減、二次障がいの防止などを図るとともに、障がいのある児童の早期療育を推進します。

○聴覚障がいは、早期に発見され適切な支援を行うことで、児童の発達に関する全般的な面での影響が最小限に抑えられることから、すべての新生児が新生児聴覚検査を受けることができるよう支援します。

○妊産婦健康診査、乳児及び幼児に対する健康診査等により、障がいの早期発見に努め、専門医療機関、相談支援機関等との連携を強化することによって、障がいのある児童の療育等について、適切な支援を行うことができる体制づくりを推進します。

○糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進を図るとともに、健康診査・保健指導の実施等に取り組めます。

## (7) 行政サービス等における配慮

### 【基本的な考え】

障がいのある人が、その権利を円滑に行使できるよう、あらゆる行政手続きにおいて、必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行う必要があります。

そのためには、市職員が率先して障がい特性を理解し、窓口等における配慮を徹底するとともに、行政情報を提供するときは、障がい特性に配慮した方法による情報保障の取組を進めます。

### 【取組方針】

#### ① 職員研修の実施

- 米子市役所は、平成 26 年度に鳥取県のあいサポート企業（団体）の認定を受けており、今後も、障がいの特性や障がいのある人に対する理解を深めるため、「あいサポーター」研修を継続して実施し、窓口等における障がいのある人への配慮の徹底を図ります。
- 障害者差別解消法について職員研修を継続して実施し、市の事務事業の実施に当たっては、障がいのある人が必要とする合理的配慮の提供を行うとともに、環境の整備に努めます。
- 障がい者、高齢者、子どもや生活困窮者等の支援に共通した基礎的支援の方法として有効な、非言語的コミュニケーション、受容・共感・傾聴などの対人援助スキルの習得と実践に努めます。
- 障がい特性を踏まえた多様な意思疎通方法への理解を深め、筆談での対応等、障がいに応じたコミュニケーションができるよう、あいサポーター研修等を通じて、職員の資質の向上を図ります。
- 職員自らが、聴覚障がいのある人とのコミュニケーションができるよう、職員の手話の習得を支援します。

#### ② 窓口等における配慮

- 窓口等においては、障がいの特性を踏まえた対応や説明ができるよう、障がいのある人への配慮を徹底します。
- 市は、手話通訳者を配置し、窓口等における聴覚障がいのある人の意思疎通を支援します。
- 市の施設の窓口には、全日本ろうあ連盟が推奨する手話マーク、筆談マークの設置等を行い、職員の意識の向上と障がいに配慮した対応により、だれもが利用しやすい施設となるよう努めます。

#### ③ 選挙等における配慮

- 障がいのある人の投票に支障がないよう、選挙に係る通知等の情報保障を図るととも

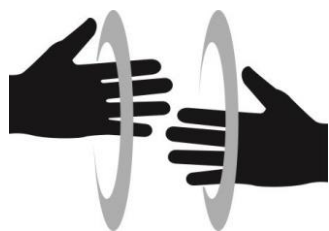


- に、投票所のバリアフリー環境を整備し、合理的配慮の提供を行います。
- 県選挙管理委員会が指定した病院、障がい者入所施設等での投票や在宅の重度身体障がい者が、自宅で郵便により投票を行う不在者投票の制度についての周知を図り、障がいのある人の投票機会の確保を推進します。

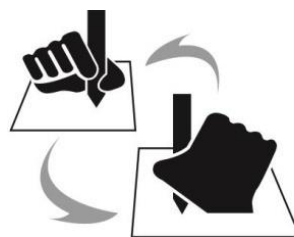
**【参考】**

**全日本ろうあ連盟が推奨する手話マーク、筆談マーク**

**手話マーク**



**筆談マーク**



## (8) 雇用・就業、経済的自立の支援

### 【基本的な考え】

障がいのある人が、住み慣れた地域の中で、自立した生活を営むためには、就労への支援が重要です。

働く意欲のある障がいのある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労する場の確保や環境づくりを進めます。

また、就労促進のみならず、年金や諸手当の受給、経済的負担の軽減等により、障がいのある人の経済的自立を支援します。

### 【取組方針】

#### ① 総合的な就労支援

- 鳥取県西部障害者自立支援協議会のネットワークなどにより、ハローワーク米子、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター<sup>15</sup>、特別支援学校など、地域の関係機関が連携して、障がいのある人の就労促進及び就労定着に取り組みます。
- 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所等の就労系サービスの充実を図ります。
- 障がい福祉サービスの利用を経て一般就労をした障がいのある人に対しては、障害者就業・生活支援センターの定着支援員による支援や、県が設置する障がい者職場定着推進センター<sup>16</sup>のジョブコーチによる本人・企業への支援、平成30年度から始まる就労定着支援等を通じて、職場定着と離職の防止を図ります。
- ハローワーク米子、市及び経済団体が構成する「雇用・就業支援対策に関する情報交換会」を通じ、連携して、雇用・就業支援対策の推進、強化に努めます。

#### ② 経済的自立の促進

- 障がいのある人が、地域で自立した生活を営むため、雇用や就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、経済的に安定した収入が確保されるよう、年金の受給に関する制度の周知や、障がいのある人に係る各種手当の支給、障がい福祉サービスの利用者負担の軽減等により、経済的自立を支援します。

#### ③ 障がい者雇用の促進

- 障がいのある人の一般就労を促進するため、ハローワーク米子などの雇用関係機関と

<sup>15</sup> 障害者就業・生活支援センター／障がいのある人の暮らしや仕事について、一体的な支援を行い、就職や職場定着に関する相談支援や、日常生活や地域生活についての助言を行う。県内に3か所あり、西部地区には、「障害者就業・生活支援センター しゅーと」がある。

<sup>16</sup> 障がい者職場定着推進センター／障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者本人に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障がい者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施する機関として、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営する「鳥取障害者職業センター」（鳥取市）の県版として、鳥取県が中部・西部地区に設置している。西部地区には、「障がい者職場定着推進センター あしすと」がある。

協力して、事業所の障がい特性や障がいのある人への理解を図り、雇用拡大について啓発を行います。

- 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成について、平成 30 年 4 月から精神障がいのある人の雇用が義務化されたことを踏まえ、精神障がいや発達障がいのある人を含む障がいのある人の雇用について、事業所の理解と協力を求めます。
- 市は、障がいのある人の雇用を推進していく立場であることを踏まえ、障がいのある人の計画的な採用により、法定雇用率の達成を継続していくとともに、障がいのある人の適性に応じた働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

#### ④ 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保

- 障がいのある人の能力や特性に応じた就労を支援するため、障がいのある人のニーズを踏まえ、多様な働き方を選択できる環境の整備に努めます。
- 精神障がいや発達障がいのある人の雇用の拡大と職場定着のため、就労支援機関や医療機関と連携を図り、特性に応じた支援を進めます。

#### ⑤ 福祉的就労の底上げ

- 市は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達について目標値を定めて優先的に行い、就労継続支援事業所等の受注機会の拡大を図ることにより、工賃等の向上につながる取組を進めます。
- 障がい者就労施設等で製作した製品等の販売を行う福祉の店の運営支援と利用促進を継続して行います。

## (9) 教育の充実

### 【基本的な考え】

障がいのある児童・生徒が、障がいのない児童・生徒と共に学ぶことができ、本人の障がいの特性や程度に応じた、適切な方法により教育を受けることができるようにすることが重要です。

障がいのある児童・生徒が、就学前から卒業まで切れ目ない指導・支援が受けられるよう、指導内容等に関する情報を関係機関で共有するとともに、学校、福祉や保健、医療などの各分野と連携を図りながら、障がいのある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

一方、障がいのない児童や生徒、大人が、障がいの特性や障がいのある人への理解を深め、障がいの特性に応じた必要な配慮ができるよう、学校、地域において障がいを理解するための学習や啓発を進めます。

### 【取組方針】

#### ① 学校教育の充実

- 適切な教育支援のため、本人及び保護者との早期からの教育相談などを行い、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会・学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図りながら、適切な教育支援を行います。
- 就学に際しては、障がいのある児童・生徒が十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備に努めます。また、将来の自立や地域生活を目標に置いた進路指導や個別支援を行います。
- 特別支援教育について、児童・生徒の障がいの種類や程度、能力や適性を的確に判断し、個別の支援を必要とする子どもたちの自立や社会参加に向け、児童・生徒の取組を主体的に支援します。また、多様な学びの場の充実を目指し、校内支援体制の整備や個別の指導計画等の活用を図りながら、継続的な教育支援を行います。
- 通級指導教室で学習する児童や生徒が、進級や就学前から小学校、中学校へ進学する場合には、職員や学校間での連携を図り、児童・生徒の障がいの特性や個々の状況を踏まえた適切な指導が継続するよう取り組みます。
- 通級指導教室の設置について、県教育委員会と連携を図り、指導が必要な児童・生徒が、一人ひとりのニーズにあった適切な指導を受けることができるよう、環境の整備に努めます。

#### ② 教育環境の整備

- 適切な教育支援を行うには、すべての教職員が特別支援教育に係る基本的な知識・技能等を身につけることが重要であり、特別支援教育についての専門性の習得を進めていきます。
- 学校施設のバリアフリー化など教育環境の整備については、米子市教育振興基本計画に基づき取り組むとともに、障がいのある児童・生徒の障がいの種類や状況、程度に応じた施設の整備や合理的配慮の提供を行います。

### ③ 生涯学習の充実

- 障がいのある人が地域において生きがいのある社会生活を送るための、さまざまな学習機会を提供します。
- 講演会や研修会などへの手話通訳者や要約筆記者の配置を促進するなど、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。

### ④ 障がい及び障がいのある人への理解の促進

- 障がいのない人が、多様な障がいの特性や障がいのある人についての理解を深め、障がいの特性に応じた配慮や手助けなどができるよう、市民への「あいさポーター研修」をはじめとする学習機会の提供や啓発を推進します。
- 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画<sup>17</sup>」を踏まえ、「心のバリアフリー」を広めるための取組を、学校や企業、地域において進めます。
- 「心のバリアフリー」の実現に向けて、学校における障がいのある児童や生徒と、障がいのない児童や生徒の交流及び共同学習等を推進します

---

<sup>17</sup> ユニバーサルデザイン 2020 行動計画／東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を機に共生社会の実現を目指し、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を実現するために、政府が行うべき施策を取りまとめたもの。平成 29 年 2 月に閣議決定された。

## (10) 文化芸術活動・スポーツに親しむための支援

### 【基本的な考え】

障がいのある人が芸術や文化活動に親しむことは、障がいのある人の生活を豊かにするばかりでなく、自己実現や社会参加の促進につながるるとともに、市民の障がいや障がいのある人に対する理解を深めるためにも、大きな意味があります。

また、障がいのある人がスポーツやレクリエーション活動を通じて、体力の増強や交流、余暇の充実等を図るため、体育施設等のバリアフリー化を進めるとともに、障がい者スポーツを通じて障がいと障がいのある人への理解が促進されるよう取り組みます。

### 【取組方針】

#### ① 文化芸術活動への支援

- 障がいのある人それぞれが個性や才能をいかしながら文化や芸術に親しみ、創作活動が行えるよう支援します。
- 平成 26 年度から開催している「米子市障がい者アート展」への参加事業所や出品者は、年々増加しています。今後も引き続き開催し、障がいのある人の文化芸術活動への支援を行い、障がいのある人の自立と社会参加を促進することにつながる発表の場を提供します。

#### ② スポーツに親しむための支援等

- 米子市スポーツ推進計画に基づき、障がいのある人のスポーツをハード・ソフト両面から取り組みます。
- 障がいのある人はもとより、障がいの有無に関わらず、スポーツに親しむことができるよう、市の体育施設等について、障がいに配慮した環境の整備を進めます。
- 障がいのある人がスポーツを始める機会づくりのための広報を行うとともに、体育施設の使用料減免制度の周知を図ります。
- 「全日本 Challenged アクアスロン皆生大会」等の障がいのある人とない人が、スポーツを通じて相互に交流できる取組を支援します。
- 2020 年の東京パラリンピック競技大会<sup>18</sup>をはじめ、聴覚障がいのある人たちのデフリンピック競技大会<sup>19</sup>や、知的障がいのある人たちのスペシャルオリンピックス世界大会<sup>20</sup>など、障がいのある人たちの活躍を広く市民に周知します。

<sup>18</sup> パラリンピック競技大会／オリンピックの直後に当該開催地で行われる、障がい者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。

<sup>19</sup> デフリンピック競技大会／4年に一度行われる聴覚障がい者の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。

<sup>20</sup> スペシャルオリンピックス世界大会／4年に一度行われる知的障がい者のスポーツの大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されている。

## 第4部 米子市障がい福祉計画・米子市障がい児福祉計画

### 1 概要

---

#### (1) 法的根拠

##### ① 米子市障がい福祉計画

障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保などについて定めたものです。

##### ② 米子市障がい児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20<sup>21</sup>の規定に基づき、障がい児福祉サービスの提供体制の確保などについて定めたものです。

これら二つの計画は、それぞれの法律で一体のものとして作成できるとされていることから、一体のものとして作成します。

#### (2) 計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間

---

<sup>21</sup> 児童福祉法第 33 条の 20 の規定／平成 30 年 4 月 1 日施行

## 2 作成する目的・基本的な考え方

---

米子市障がい福祉計画及び米子市障がい児福祉計画（以下「障がい福祉計画等」という。）は、国の基本指針に基づき、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、並びに障害児通所支援等の提供見込量を推計し、見込量確保のための方策や提供体制などについて、計画的に実施していくために定めるものです。

基本指針で示された基本理念等に基づき、次の視点を踏まえて取り組むこととしますが、障がい福祉計画等の作成に当たっては、米子市の障がいのある人の状況や事業所等の実態など、本市の実情を踏まえたものとします。

### (1) 障がいある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人及び障がいのある児童（以下「障がいのある人等」という。）の自己決定を尊重する観点から、本人の意思決定を支援することにより、自らの決定に基づいて必要な障がい福祉サービス等の支援を受けることができる提供体制等の整備を進め、障がいのある人等が、自立し、地域社会の一員として社会参加することができる「共生社会」の実現を目指します。

### (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施

障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）並びに難病患者等の18歳以上の者並びに障がい児とします。

### (3) 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労の支援

障がいのある人等の自立を支援するため、入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供の体制を整備し、精神障がいがある人を含めて障がいのある人等とその家族の生活を、地域全体で支える仕組みの構築を目指します。

### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、医療的ケア児<sup>22</sup>など専門的な支援を要する者に対して、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関連機関が共通の認識のもと、包括的かつ総合的な支援を行う体制の構築に向けた取組等を計画的に推進します。

---

<sup>22</sup> 医療的ケア児／医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童のこと。



## **(5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援**

障がいのある児童の支援に当たっては、障がいのある児童及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障がいの種別にかかわらず、専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、医療的ケア児を含む障がいのある児童の成長にそって、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援提供体制の整備を図ります。

また、市にこども総合相談窓口を設置し、障がいのある児童やその保護者に対し、乳幼児から就学前、就学後へと継続した支援が実施できるよう組織体制を強化します。

## **(6) 相談支援体制の構築**

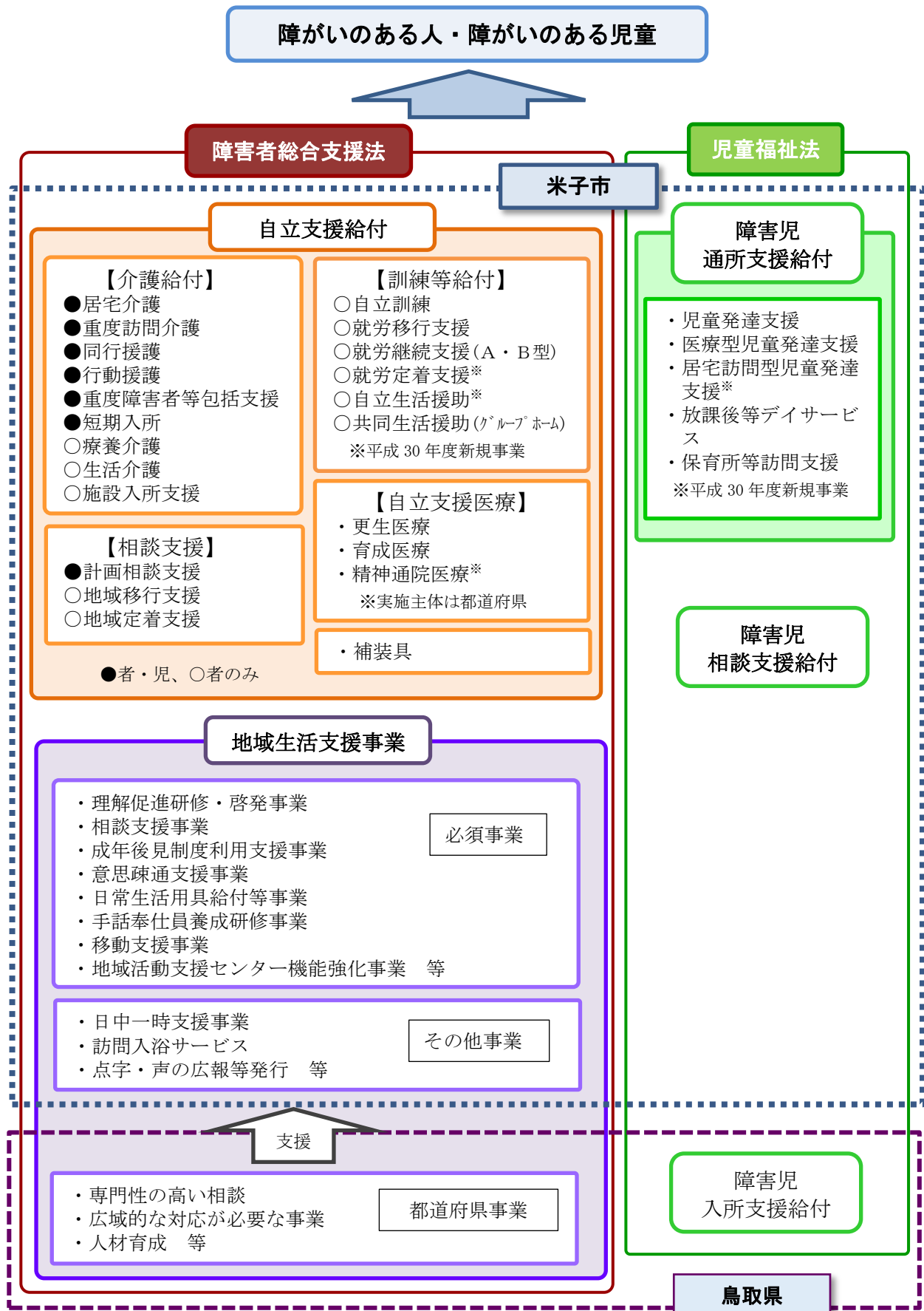
障がいのある人等やその保護者などが、本人や家族に関わるさまざまな困りごとなどを相談し、また、障がいの状況や支援の必要性に応じて障がい福祉サービス等の支援を円滑に利用できるよう、相談支援体制の構築を目指します。

そのため、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討します。

また、障がいや障がいのある本人の問題だけでなく、家族の高齢化や子どものこと、生活困窮の問題あるいは成年後見に関することなど、福祉の分野横断的、複合的な問題にも対応した包括的な相談支援体制の構築について、検討を進めます。

### 3 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく支援の体系

#### (1) 体系図



## **(2) 鳥取県西部障害者自立支援協議会との連携**

障がい福祉計画等に掲げた目標値を達成するためには、地域全体で障がいのある人や障がいのある児童を支える体制を構築する必要があります。

そのため、鳥取県西部圏域の障がいのある人の団体、事業所、保健・医療機関や企業等のネットワークの中心的役割を担っている「鳥取県西部障害者自立支援協議会」と連携し、障がい福祉サービス等の利用ニーズ及びその提供状況などについて、圏域での情報や課題を共有し、本市における障がい福祉サービス等の支援体制の整備を進めます。

## 4 3年後(平成32年度)の目標値の設定

国の基本指針に基づき、本市の実情を踏まえ、次のことについて平成32年度末の目標値を定めます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行</li> <li>(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>(3) 地域生活支援拠点等の整備</li> <li>(4) 福祉施設から一般就労への移行</li> <li>(5) 障がいのある児童の支援の提供体制の整備等</li> </ul> |
|---|

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設に入所している人が、地域での生活に移行し、施設に入所している人を削減することを目標とします。

#### ① 国の基本指針の成果目標

- 施設入所者数（平成28年度末時点）の9%以上を地域生活へ移行
- 施設入所者数（平成28年度末時点）の2%以上を削減

#### ② 本市の目標値

現在、施設に入所している障がいのある人の多くが高齢化し、障がいの程度も重度化している実態があります。

本市の施設入所者も高齢化及び重度化しており、65歳以上の割合は全国を上回っています。その一方で、グループホームなど障がい福祉サービスの地域での受入れ体制が進んでいない状況を踏まえ、目標値を次のように定めます。

	平成32年度末の目標値	
	地域生活への移行	施設入所者の削減
平成28年度末 施設入所者数 167人	15人 ( 9.0%)	4人 ( 2.4%)

(参考)入所者の高齢化、重度化の状況

	全国(H28.3現在)	米子市(H29.3現在)
65歳以上	21.2%	27.5%
支援区分6(最重度)	46.4%	45.5%

(出典)全国：国保連データ(社会保障審議会障害者部会(第83回)資料)

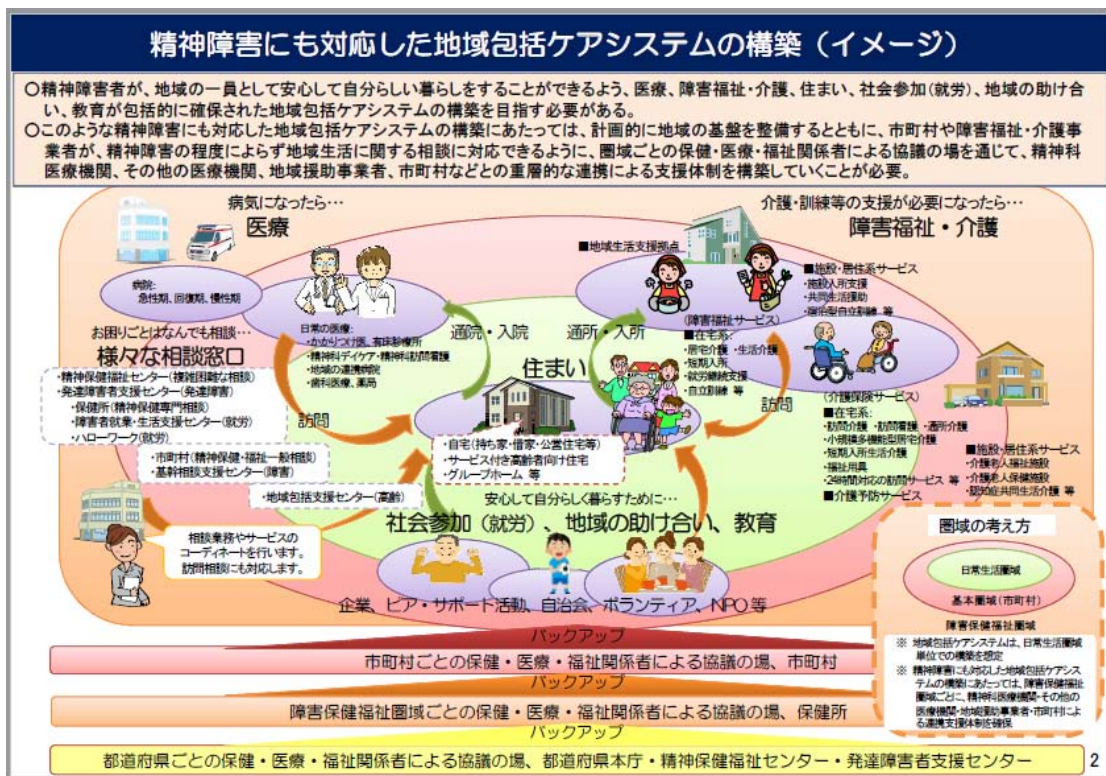
## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるに当たり、精神障がいのある人等が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合いなどが包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

### ① 国の基本指針の成果目標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を、市町村ごとに平成 32 年度末までに設置する。(複数市町村による共同設置も可)

(参考) 国の示すイメージ図



出典：これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書  
(平成 29 年 2 月 8 日 参考資料)

### ② 本市の目標値

長期入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を、平成 32 年度末までに設置し、精神科をはじめとする医療機関、地域援助事業者<sup>23</sup>、行政等との重層的な連携や情報共有により、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できる支援体制の構築を図ります。

<sup>23</sup> 地域援助事業者／入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）として、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を、地域の実情に応じて整備することを目指します。

#### ① 国の基本指針の成果目標

平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備

#### (参考) 国の示すイメージ図



出典：地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議  
(平成 28 年 12 月 12 日 資料)

#### ② 本市の目標値

障がいのある人の居住支援のための機能を整備するため、地域におけるニーズの把握や課題を整理するとともに、サービス事業所等の関係機関と整備の必要性について認識の共有を図り、平成 32 年度末までに地域生活支援拠点等を一つ整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

地域において障がいのある人が、自立して安定した生活をしていくために、必要な収入を得ること、また社会の一員として就労し、生きがいを見出すことができるよう、福祉施設の利用者の一般就労への移行を支援します。

##### ① 国の基本指針の成果目標

###### ア 就労支援事業所等<sup>24</sup>を通じた一般就労<sup>25</sup>への移行

平成 32 年度中に一般就労に移行する者を、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とすること。

###### イ 就労移行支援事業の利用者

一般就労の促進のため、就労移行支援事業の平成 32 年度末の利用者数が、平成 28 年度末の利用者数の 2 割以上増加すること。

###### ウ 就労移行支援事業所ごとの利用者の就労移行率

平成 32 年度末において、利用者の就労移行率<sup>26</sup>が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすること。

###### エ 就労定着支援による職場定着率

一般就労への定着促進のため、支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすること。

##### ② 本市の目標値

###### ア 一般就労への移行

	実績	目標値
	平成 28 年度	平成 32 年度
一般就労への移行	年間 20 人	年間 30 人 ( 1.5 倍)

###### イ 就労移行支援事業の利用者

	実績	目標値
	平成 28 年度末	平成 32 年度末
就労移行支援事業の利用者数	47 人	57 人 (21.3%増)

<sup>24</sup> 就労支援事業所等／生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の事業所

<sup>25</sup> 一般就労／一般企業等に就職すること

<sup>26</sup> 就労移行率／年度の 4 月 1 日時点の就労移行支援事業所の利用者のうち、当該年度中に一般就労した者の割合

**ウ 就労移行支援事業所ごとの利用者の就労移行率**

	目標値
	平成 32 年度末
利用者の就労移行率 3 割以上の事業所数	全事業所の 5 割

**エ 就労定着支援による職場定着率**

	目標値
	平成 30～32 年度の各年度
支援開始 1 年後の職場定着率	8 割以上



## (5) 障がいのある児童の支援の提供体制の整備等

障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援について、障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の整備、医療ニーズへの対応などの支援体制の整備を目指します。

### ① 国の基本指針の成果目標

#### ア 児童発達支援センターの設置

平成 32 年度末までに、各市町村に少なくとも 1 か所以上設置すること。

#### イ 保育所等訪問支援の体制整備

平成 32 年度末までに、すべての市町村で、利用できる体制を整備すること。

#### ウ 医療的ニーズの高い重症心身障がいのある児童への支援

平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保すること。(圏域での確保可)

#### エ 医療的ケア児への適切な支援体制の整備

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、平成 30 年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けること。  
(都道府県が関与した上での圏域での設置可)

### ② 本市の目標値

#### ア 児童発達支援センターの設置

平成 29 年度現在、市内に 1 事業所あります。

#### イ 保育所等訪問支援の体制整備

平成 32 年度末までに少なくとも一つ設置し、地域で利用できる体制の整備を目指します。

#### ウ 医療的ニーズの高い重症心身障がいのある児童への支援

##### ○ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数

平成 32 年度末までに少なくとも一つ設置し、身近な地域で利用できる体制の整備を目指します。

##### ○ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数

平成 29 年度現在、市内に 1 事業所ありますが、利用ニーズを踏まえ、身近な地域で利用できる体制の整備を促進します。

#### エ 医療的ケア児への適切な支援体制の整備

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑かつ適切に受けることができるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が緊密な連携を図るための協議の場を、平成 30 年度末までに設置し、地域における支援体制の整備を図ります。

## 5 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

「4 3年後(平成 32 年度)の目標値の設定」で掲げた本市の目標値を達成するために必要な障がい福祉サービスの見込量とその量を確保するための方策について、本市の実情を踏まえて定めるものです。

当事者団体への聞き取りや障がい児福祉のニーズ調査の結果、並びに策定委員会での議論等を通じて、障がい福祉サービスの利用者のニーズと、サービス提供事業所の種類や数には、ミスマッチ(不均衡)が生じており、需給バランスがとれていないことがみえてきました。

今後、障がい福祉サービス全体として、障がいのある人や障がいのある児童、その家族の利用ニーズに対応し得る、需給バランスを考慮した適切なサービス提供体制について、鳥取県西部障害者自立支援協議会等の関係機関と連携し整備します。

※「見込量」は、各障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス等について、今までの利用実績を基礎として、障がい児福祉のニーズ調査及び当事者団体等からの聞き取り等を通じて得たサービス利用希望の状況、並びに3年後(平成 32 年度)の目標値を達成するために必要なサービス提供量などを考慮し、今後の利用者数、利用時間数等の利用ニーズ量を推計したものです。

そのため、潜在的な利用ニーズの状況や各サービスの実施事業所の提供体制の実態とは、一致しない場合があります。

### (1) 訪問系サービス(介護給付)

#### ① サービスの概要

サービス名	概要
居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、障がいのある人及び児童</li> <li>・自宅での入浴、排せつ、食事等の介護を行う。ホームヘルプサービスとも呼ばれる。</li> </ul>
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、常時介護を必要とする重度の肢体不自由・重度の知的障がい、精神障がいのある人</li> <li>・自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行う。</li> <li>【平成 30 年度制度拡大】</li> <li>・日常的に利用していた最重度の利用者は、医療機関への入院時も利用可能とする。</li> </ul>
行動援護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、常時介護を必要とする重度の知的障がい、精神障がいのある人及び児童</li> <li>・外出時の危険を回避するため、移動中の介護等を行う。</li> </ul>
重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時介護を必要とする障がいのある人及び児童で、介護の必要性が著しく高い場合</li> <li>・居宅介護をはじめとする必要なサービスを包括的に行う。</li> </ul>
同行援護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人及び児童</li> <li>・外出に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の必要な援助を行う。</li> </ul>

## ② サービスの見込量

人＝月間の利用人数  
時間＝月間のサービス提供時間

サービス名	30年度	31年度	32年度
居宅介護	269人	276人	283人
	5,649時間	5,796時間	5,943時間
重度訪問介護	7人	7人	7人
	1,642時間	1,675時間	1,709時間
行動援護	35人	35人	36人
	839時間	848時間	858時間
重度障害者等 包括支援	1人	1人	1人
	65時間	65時間	65時間
同行援護	32人	32人	33人
	398時間	404時間	410時間

○平成26年度から平成28年度までの実績及び利用ニーズを考慮して、利用者数、時間を推計しました。

## ③ 見込量確保のための方策

- 訪問系サービスを行っている事業所は、平成29年9月現在、市内に73事業所あります。
- 居宅介護及び行動援護は、利用ニーズは多いものの、提供可能な事業所の不足や受入れのための職員体制が整っていないなどの理由により、利用ニーズを満たせていない実態があります。
- 今後、地域生活への移行を推進するなかで、利用者の増加が見込まれることから、事業所に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進し、提供体制の整備を図ります。
- 提供体制の整備に当たっては、量の確保とともに、質の高い充実したサービスが継続して提供されるよう、ホームヘルパーに対する講座・講習の受講などについて、事業所への働きかけを進めます。

(参考) 市内事業所の内訳

サービス名	事業所数
居宅介護	28
重度訪問介護	26
行動援護	10
重度障害者等包括支援	0
同行援護	9

※複数のサービスを行っている事業所があります。

## (2) 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

### 【介護給付】

#### ① サービスの概要

サービス名	概要
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、常時介護を必要とする障がいのある人</li> <li>・主に昼間、障害者支援施設で食事、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する。</li> </ul>
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、病院等への長期入院による医療が必要であり、かつ常時介護を必要とする障がいのある人</li> <li>・主に昼間、病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下の食事・入浴等の介護、日常生活上の世話等を提供する。</li> </ul>
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、障がいのある人及び児童</li> <li>・居宅で介護をしている介護者が疾病やその他の理由で介護ができない場合に、障がいのある人等を障がい者支援施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供する。</li> </ul>

#### ② サービスの見込量

人＝月間の利用人数  
人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

サービス名	30年度	31年度	32年度
生活介護	305人	309人	313人
	5,791人日	5,867人日	5,943人日
療養介護	24人	25人	26人
短期入所（福祉型）	53人	57人	61人
	417人日	448人日	479人日
短期入所（医療型）	23人	25人	27人
	161人日	175人日	189人日

○平成26年度から平成28年度までの実績及び利用ニーズを考慮して、利用者数、人日数を推計しました。

#### ③ 見込量確保のための方策

- 日中活動系サービス（介護給付）を行っている事業所は、平成29年9月現在、市内に22事業所あります。
- 短期入所については、利用ニーズは多いものの、提供可能な事業所の不足や受入れのための職員体制が整っていないなどの理由により、利用ニーズを満たせていない実態があります。

- 今後も、地域生活への移行者や在宅で介護をしている家族のレスパイト<sup>27</sup>での利用などにより利用ニーズが高い状態が続くと見込まれるため、実施事業所の確保に努め、利用しやすい体制整備を促進します。
- 提供体制の整備に当たっては、質の高い充実したサービスが継続して提供されるよう、サービスに従事する支援員等の人材育成を図るため、研修の受講などについて事業所への情報提供を行うとともに、必要なサービス量が提供できるよう福祉人材の確保を促進します。
- 障がいのある人やその家族などに対する情報提供の充実を図り、利用を進めます。

(参考) 市内事業所の内訳

サービス名	事業所数
生活介護	13
療養介護	0
短期入所	9

※複数のサービスを行っている事業所があります。

※休止中の事業所を除く。

## 【訓練等給付】

### ① サービスの概要

サービス名	概要
自立訓練 (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、身体障がいのある人や難病患者等で、地域生活へ移行する上で、身体機能の維持・回復などのための支援が必要な人</li> <li>・自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所と合わせて、身体機能の維持・回復、家事等の訓練を行う。</li> </ul>
自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、退所・退院した知的障がいと精神障がいのある人で、地域生活へ移行する上で、生活能力の維持・向上等のための支援が必要な人</li> <li>・自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所や自宅への訪問を組み合わせ、生活能力を向上するために必要な訓練や生活相談を行う。</li> </ul>
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、一般就労を希望する 65 歳未満で、企業等への雇用や在宅就労等が見込まれる障がいのある人</li> <li>・定められた期間、事業所内や企業において作業や実習を実施し、適性にあった職場探しや就労後の職場安定のための支援を行い、就労定着に必要な指導等を行う。</li> </ul>

<sup>27</sup> レスパイト／在宅で介護をしている家族の疲労軽減を目的として、一時的に介護の代替すること。

サービス名	概要
就労継続支援 (A型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象は、一般企業等での就労が困難な人で、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人</li> <li>就労に必要な知識及び能力の向上を図るために必要な訓練その他の必要な支援や指導等を行う。</li> </ul>
就労継続支援 (B型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象は、企業等や就労継続支援(A型)での就労経験がある人で、雇用契約に基づく就労が困難になった障がいのある人や、就労移行支援を利用したが、一般就労や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった障がいのある人。</li> <li>就労の機会や生産活動の機会の提供、一般就労に向けた訓練その他の必要な支援や指導等を行う。</li> </ul>
就労定着支援	<p>【平成 30 年度新規事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人</li> <li>生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向けて、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。</li> </ul>

## ② サービスの見込量

人＝月間の利用人数

人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

サービス名	30 年度	31 年度	32 年度
自立訓練 (機能訓練)	1 人	1 人	1 人
	12 人日	12 人日	12 人日
自立訓練 (生活訓練)	20 人	20 人	20 人
	391 人日	392 人日	392 人日
就労移行支援	22 人	24 人	26 人
	393 人日	411 人日	429 人日
就労継続支援 (A型)	127 人	129 人	131 人
	2,551 人日	2,594 人日	2,638 人日
就労継続支援 (B型)	558 人	575 人	593 人
	9,498 人日	9,788 人日	10,094 人日
就労定着支援	1 人	1 人	1 人

○平成 26 年度から平成 28 年度までの実績を考慮して、利用者数、人日数を推計しました。

○就労定着支援は、一般就労に移行する見込みの人数から勘案して、今後 3 年間の人数を推計しました。

### ③ 見込量確保のための方策

- 障がいのある人やその家族などに対する情報提供の充実を図り、利用を進めます。
- ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携して、企業の障がいや障がいのある人に対する正しい理解や、受入れや職場定着に対する啓発などについて、福祉、労働、教育分野が連携して、就労支援体制の構築に努めます。
- 障がいのある人の雇用促進と収入の安定化を図るため、障害者優先調達推進法に基づき、市は福祉施設からの優先的な物品や役務の調達に取り組みます。
- 日中活動系サービス（訓練等給付）を行っている事業所は、平成 29 年 9 月現在、市内に 51 事業所あります。
- 就労継続支援（B 型）は、利用者数に対して各事業所の定員の合計が大きく上回っている実態があります。地域の実情に即した提供体制について、鳥取県西部障害者自立支援協議会等の関係機関と連携し、適切な就労支援につながるように努めます。
- より質の高いサービスが円滑に提供され、もって利用者への支援が適正に実施されるよう、各種通知等について周知するとともに、県と連携し、事業所への指導等を行います。
- 平成 30 年度から新設される「就労定着支援」については、市内でのサービス提供に向けて、事業所に対して広く情報提供を行います。

(参考) 市内事業所の内訳

サービス名	事業所数
自立訓練(機能訓練)	0
自立訓練(生活訓練)	2
就労移行支援	2
就労継続支援(A型)	10
就労継続支援(B型)	37

※複数のサービスを行っている事業所があります

※休止中の事業所を除く。

### (3) 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

#### ① サービスの概要

サービス名	概要
自立生活援助	<p>【平成 30 年度新規事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、障がい者支援施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人</li> <li>・障がいのある人の理解力や生活力等を補うため、生活上での様々な問題について、定期的な訪問や相談対応により、必要な情報の提供や助言等の援助を行う。</li> </ul>
共同生活援助 (グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、障がいのある人（身体障がいのある人は 65 歳未満か 65 歳までに障がい福祉サービスを利用したことがある人）</li> <li>・夜間に共同生活をおこなう住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の支援を行う。</li> </ul>
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、施設に入所している障がいのある人</li> <li>・主に夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の支援を行う。</li> </ul>

#### ② サービスの見込量

人＝月間の利用人数

サービス名	30 年度	31 年度	32 年度
自立生活援助	1 人	1 人	1 人
共同生活援助 (グループホーム)	150 人	155 人	160 人
施設入所支援	165 人	164 人	163 人

- 平成 26 年度から平成 28 年度までの実績を考慮して、利用者数を推計しました。
- 自立生活援助は、障がい者支援施設等一人暮らしへ移行する見込みの人数から勘案して、今後 3 年間の人数を推計しました。

#### ③ 見込量確保のための方策

- 居住系サービスのうち、平成 29 年 9 月現在、市内の共同生活援助(グループホーム)の施設数は 57 施設、施設入所支援を行っている事業所は 2 事業所あります。
- 地域生活の拠点にもなるグループホームの設置について、医療機関や社会復帰施設などを経営する医療法人や社会福祉法人など、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。
- 特に重度心身障がいのある人に対応したグループホームの整備は、入院中の人や施設入所者の地域生活への移行に当たって、その受入れ先として整備を進めます。
- 施設整備に当たっては、国・鳥取県とともに、補助金を交付し、整備の支援を行います。



○平成 30 年度から新設される「自立生活援助」については、市内でのサービス提供に向けて、事業所に対して広く情報提供を行います。

(参考) 市内事業所等の内訳

サービス名	内 訳	
	共同生活援助(グループホーム)	施設数
施設入所支援	事業所数	2

## (4) 相談支援

### ① サービスの概要

サービス名	概要
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象は、障がいのある人及び児童</li> <li>障がい福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がいのある人や児童の心身の状況やその置かれている環境等を勘案して、サービス等利用計画を作成する。</li> </ul>
地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に長期入院している精神障がいのある人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等を行う。</li> </ul>
地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅において単身等で生活し、地域生活が不安定な障がいのある人に対して、地域生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保し、緊急の場合には相談や対応等の支援を行う。</li> </ul>

### ② サービスの見込量

サービス名	30 年度	31 年度	32 年度
計画相談支援	330 人	345 人	360 人
地域移行支援	2 人	3 人	4 人
地域定着支援	1 人	2 人	3 人

○平成 26 年度から平成 28 年度までの実績を考慮して、利用者数、人日数を推計しました。

### ③ 見込量確保のための方策

- 相談支援を行っている事業所は、平成 29 年 9 月現在、市内に 22 事業所あります。
- 障がいのある人や児童それぞれの心身の状況や障がい福祉サービス等の利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成を促進するため、相談支援事業所及び相談支援専門員の技能の向上を図り、障がいのある人やその家族等が、適切な相談支援を受けることができる体制整備を目指します。
- サービス等利用計画が、障がい福祉サービスを利用するすべての人に作成されるよう、相談支援専門員の人材の育成と確保に取り組み、計画相談支援事業所の充実を図ります。

(参考) 市内事業所の内訳

サービス名	事業所数
計画相談支援	14
地域移行支援	4
地域定着支援	4

※複数のサービスを行っている事業所があります

## 6 障がいのある児童に係る福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策

米子市障がい児福祉計画として、障害児通所支援等の見込量とその量を確保するための方策について、本市の実情を踏まえて定めるものです。

障がい児福祉サービスについては、障がい福祉サービスと同様に、サービスの利用者のニーズと、サービス提供事業所の種類や数に、需給バランスがとれていない現状があります。

今後、障がい児福祉サービス全体として、障がいのある児童やその家族の利用ニーズに対応し得る、需給バランスを考慮した適切なサービス提供体制について、鳥取県西部障害者自立支援協議会等の関係機関と連携し整備します。

### (1) 障害児通所支援・障害児相談支援

#### ① サービスの概要

サービス名	概要
児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象は、療育が必要とされる未就学の障がいのある児童</li> <li>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。</li> </ul>
医療型児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象は、肢体不自由で、理学療法等の機能訓練や医学的管理下での支援が必要と認められた障がいのある児童</li> <li>児童発達支援及び治療を行う。</li> </ul>
居宅訪問型児童発達支援	<p>【平成 30 年度新規事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象は、重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出が著しく困難な児童</li> <li>障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。</li> </ul>
放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象は、学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がいのある児童</li> <li>放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練、創作的活動、地域交流の機会等の継続的な支援を行い、自立の促進と放課後等の居場所づくりを行う。</li> </ul>
保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象は、保育所や幼稚園等に通う集団生活の適応のための専門的な支援が必要な障がいのある児童</li> <li>保育所等を訪問し、障がいのある児童本人、またはスタッフに対し、他の児童との集団生活への適応のための訓練や、スタッフへの支援方法等の指導など、専門的な支援を行う。</li> </ul>
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象は、障害児通所支援を利用しようとする障がいのある児童</li> <li>障がいのある児童または保護者の意向等を踏まえて、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行う。</li> </ul>

サービス名	概要
医療的ケア児に対する関連分野の支援を統制するコーディネーターの配置	<p>【平成 30 年度新規事業】</p> <p>・医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを配置。 (圏域での配置可)</p>

## ② サービスの見込量

人＝月間の利用人数  
人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

サービス名	30 年度	31 年度	32 年度
児童発達支援	58 人	61 人	64 人
	545 人日	573 人日	601 人日
医療型児童発達支援	16 人	17 人	18 人
	55 人日	59 人日分	63 人日
居宅訪問型児童発達支援	2 人	3 人	4 人
	14 人日	21 人日	28 人日
放課後等デイサービス	190 人	200 人	210 人
	2,363 人日	2,487 人日	2,611 人日
保育所等訪問支援	2 人	4 人	6 人
	4 人日	8 人日	12 人日
障害児相談支援	70 人	75 人	80 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を統制するコーディネーター	1 人	1 人	1 人

○平成 26 年度から平成 28 年度までの実績及びニーズ調査の結果を考慮して、利用者数を推計しました。

## ③ 見込量確保のための方策

- 平成 29 年 9 月現在、障害児通所支援を行っている事業所は、市内に 19 事業所、障害児相談支援を行っている事業所は、市内に 14 事業所あります。
- 利用を希望する障がいのある児童一人ひとりが、心身の状況や障がい特性、生活環境等を踏まえた適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図り、支援体制の充実と必要なサービス量の確保に努めます。
- 平成 30 年度から、従来の希望制にかわり、すべての 5 歳児を対象とした健診を実施することに伴い、支援が必要な児童の増加が見込まれるため、必要なサービス量の確保に努めます。
- 平成 30 年度から新設される「居宅訪問型児童発達支援」については、市内でのサー

ビス提供に向けて、事業所に対して広く情報提供を行います。

- 平成 30 年度から新設される「医療的ケア児に対する関連分野の支援を統制するコーディネーター」については、圏域での配置を含め検討します。

(参考) 市内事業所の内訳

サービス名	事業所数
児童発達支援	3
医療型児童発達支援	1
放課後等デイサービス	15
保育所等訪問支援	0
障害児相談支援	14

※複数のサービスを行っている事業所があります。

## (2) 子ども・子育て支援等

### ① サービスの概要

サービス名	概要
第1号認定 (幼稚園等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、満3歳以上から小学校就学前までの児童</li> <li>・幼稚園、認定こども園で教育を受ける。</li> </ul>
第2号認定 (保育所等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、満3歳以上から小学校就学前までの児童</li> <li>・保育所、認定こども園等で、保護者の就労等により、保育が必要な児童が利用。</li> </ul>
第3号認定 (保育所等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、満3歳未満の児童</li> <li>・保育所、認定こども園等で、保護者の就労等により、保育が必要な児童が利用。</li> </ul>
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、小学校に就学している児童</li> <li>・保護者が就労等により、昼間、家庭にいない児童が利用。</li> </ul>

### ② サービスの見込量

人＝月間の利用人数

サービス名	30年度	31年度	32年度
第1号認定 (幼稚園等)	46人	47人	48人
第2号認定 (保育所等)	380人	384人	388人
第3号認定 (保育所等)	15人	16人	17人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	142人	144人	146人

○平成26年度から平成28年度までの実績、ニーズ調査及び米子市子ども・子育て支援事業計画等を考慮して、利用者数を推計しました。

### ③ 見込量確保のための方策

- 保育所及び認定こども園（保育認定）等では、障がいの診断を受けている児童のほか、見守りが必要な児童の受入れについて、今後も保育に必要な体制整備を行います。
- 支援や見守りが必要な児童が、希望する幼稚園、保育園、認定こども園、放課後児童健全育成事業等を利用できるよう、受入れの体制整備を図ります。
- 医療的ケアが必要な児童の受入れについて、保健、医療、福祉等の関連分野が、共通理解のもと、鳥取県を含め関係機関とともに協働する支援体制の構築を図り、住み慣れた地域で生活できるよう支援します。

## 7 地域生活支援事業

---

地域生活支援事業は、障がいのある人や児童、難病の人が、地域で日常生活や社会生活を営むことができるよう、社会参加の機会の確保を図り、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、さまざまな事業を地域の実情に応じて実施するものです。

### 【必須事業】

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

##### ① 制度の概要

日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対し、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動を行うものです。

##### ② 今後の方針

現在、鳥取県西部圏域の9市町村と共同で、委託事業により、地域支援セミナーとして毎月開催しています。

今後も継続して実施するとともに、市のホームページなどを利用し、開催について市民に周知するなど、啓発活動を推進します。

#### (2) 自発的活動支援事業

##### ① 制度の概要

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などが、地域において自発的に行うピアサポートや災害対策などの活動を支援するものです。

##### ② 今後の方針

地域において自発的に活動を行う団体等への周知や働きかけを行い、障がいがある人が自立した日常生活や社会生活をおくるために行われる活動を支援します。

#### (3) 相談支援事業

##### ① 制度の概要

障がいのある人や児童、その保護者や介護者などからの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス利用の支援などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活ができるよう支援を行うものです。

## ② 今後の方針

現在、一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」については、鳥取県西部圏域の市町村と共同で、委託事業により実施しています。

また、賃貸住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により契約が困難な人に対し、入居に必要な調整・相談等の支援を行う「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」を実施します。

なお、相談支援事業の充実を図るため、福祉の分野横断的、複合的な問題にも対応した包括的な相談支援体制の構築を見すえながら、地域における障がい分野の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター設置についても、関係機関等と検討していきます。

## (4) 成年後見制度利用支援事業

### ① 制度の概要

障がい福祉サービスの利用のため、成年後見制度を利用することが有用な知的障がいや精神障がいのある人に対し、障がいのある人の権利擁護のため、成年後見制度の利用に係る申立費用や後見人等への報酬等について補助を行うものです。

### ② 今後の方針

今後、障がいのある人の権利擁護の観点から、成年後見制度の必要性はますます高くなると見込まれます。

身寄りのない人や親族が申立をしない場合には、市長が後見人の選任を求め、家庭裁判所に申立てを行う事案や本事業により成年後見制度を利用する場合の費用を助成することで、障がいのある人の権利擁護を支援します。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

### ① 制度の概要

成年後見制度の法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や安定的な実施のための支援などを行うものです。

### ② 今後の方針

今後も、成年後見の重要性が増している状況を踏まえ、法人後見制度普及推進研修会の開催や法人後見団体（組織）の立ち上げ支援を、委託事業により行います。

## (6) 意思疎通支援事業

### ① 制度の概要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行い、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を支援するものです。



## ② 今後の方針

言葉や文字で意思疎通を図ることが困難な障がいのある人に対し、日常生活や社会生活を営む上で欠かせない意思疎通を支援し、情報保障を行うことは、障害者差別解消法に定める合理的配慮の提供としても重要な取組です。

鳥取県手話言語条例の制定により手話も言語であるという認識が市民にも広がっており、今後も聴覚障がいのある人への手話通訳者や要約筆記者の派遣を継続するとともに、視覚障がいのある人への情報提供手段として点字や代読・代筆の支援についても検討していきます。

## (7) 日常生活用具給付等事業

### ① 制度の概要

障がいのある人や児童、難病の人などに対し、在宅等での日常生活がより円滑に行われるための用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

### ② 今後の方針

障がいのある人などが、地域生活へ移行するためにも、在宅での生活に必要な用具等の給付を継続していきます。

用具については、利用者のニーズ等を踏まえて、見直しを行っていきます。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

### ① 制度の概要

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員の養成研修を行うものです。

### ② 今後の方針

手話奉仕員の養成として、入門課程、基礎課程の研修を、鳥取県西部圏域の9市町村と共同で、委託事業により、今後も継続して行います。

手話奉仕員は、意思疎通支援事業における手話通訳者派遣において、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員も当面派遣することができるとされていることから、手話奉仕員養成研修の受講者数の拡大等に努め、意思疎通支援にたずさわる人材の育成を図ります。

## (9) 移動支援事業

### ① 制度の概要

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出における移動を支援するものです。

### ② 今後の方針

障がいのある人の日常生活上のニーズや社会参加のため、今後も利用ニーズは増加す

るものと見込まれます。

一方で、人材不足等により事業所の受入れができないなどの理由により、希望どおりに利用できない実態があります。

そのため、事業所の確保やそこで働く人材確保に向けて関係事業者等と検討する必要があります。

## **(10) 地域活動支援センター機能強化事業**

### **① 制度の概要**

障がいのある人が通い、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活を支援するものです。

### **② 今後の方針**

障がいの特性に合わせた活動の提供、地域交流、社会参加の場として、今後も障がいのある人の地域生活を支援していきますが、就労継続支援（B型）事業所の利用が増えたことなどにより、地域活動支援センターの利用者は減少傾向にあります。

現在、市内には6か所ありますが、今後、利用者のニーズ等を踏まえ、地域活動支援センターの役割と機能を整理し、充実強化を図ります。

## **【その他の事業】**

### **(1) 日中一時支援事業**

#### **① 制度の概要**

障がいのある人等の日中における活動の場を確保することで、家族の就労支援や、障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供するものです。

#### **② 今後の方針**

日中一時支援は、障がいのある人が作業所との併用で利用したり、障がいのある児童が、放課後等デイサービスの利用と併用して補完的に利用するなど、今後も利用ニーズが高まることが見込まれます。

利用を希望する障がいのある人や児童が、その障がいの状況や特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、事業所や関係機関との連携を図り、支援体制の充実とサービス量の確保に努めます。

### **(2) 訪問入浴サービス**

#### **① 制度の概要**

身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、訪問により居宅での入浴サービスを

提供するものです。

② **今後の方針**

身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、今後も引き続き実施します。

**(3) 点字・声の広報等発行**

① **制度の概要**

文字（墨字<sup>28</sup>）による情報入手が困難な障がいのある人等のために、点訳、音訳その他障がいのある人等にわかりやすい方法により、市の広報や生活情報など、障がいのある人等が地域生活をする上で必要性が高い情報を定期的に提供するものです。

② **今後の方針**

文字（墨字）による情報入手が困難な障がいのある人等への情報保障の取組として、「広報よなご」をはじめとする市の広報物や生活情報等の点字版や音声版の提供を、今後も継続して実施します。

**(4) 自動車運転免許取得・改造助成**

① **制度の概要**

障がいのある人の社会参加及び就労等を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成するものです。

② **今後の方針**

障がいのある人の社会参加及び就労等を促進するため、今後も引き続き実施します。

---

<sup>28</sup> 墨字（すみじ）／「点字」に対して、点字ではない文字のこと。

## 地域生活支援事業（サービスの見込量）

### 【必須事業】

サービス名		30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業				
障害者相談支援	事業所数	5か所	5か所	5か所
基幹相談支援センター	設置の有無	—	設置	設置
相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	未実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	2人	2人	2人
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	件数/年	1,244件	1,322件	1,400件
要約筆記者派遣事業	件数/年	26件	27件	28件
手話通訳者設置事業	設置者数	1人	1人	1人
日常生活用具給付等事業	件数/年	3,453件	3,660件	3,879件
手話奉仕員養成研修事業	修了見込者数	49人	52人	55人
移動支援事業	実利用者数	158人	162人	165人
	延べ利用時間数	15,672時間	16,017時間	16,370時間
地域活動支援センター	事業所数	6か所	6か所	6か所
	実利用者数	140人	140人	140人

### 【その他の事業】

サービス名		30年度	31年度	32年度
日中一時支援事業	実利用者数	109人	110人	111人
	延べ利用時間数	10,319時間	10,422時間	10,527時間
訪問入浴サービス	利用者数	3人	4人	5人

### 1 障がい児福祉のニーズ調査の結果

---

#### (1) 調査の概要

##### ① 調査の目的

新たな障がい児福祉計画の作成及び今後の障がい福祉施策推進のための資料を得るため。

##### ② 調査対象

- 障害児通所支援を利用している障がい児の保護者
- 障害者手帳を所持している障がい児の保護者

##### ③ 調査方法

郵送によるアンケート

##### ④ 調査期間

平成29年8月10日～9月1日

##### ⑤ 調査内容

- 基本情報  
年齢、障がい種別、医療的ケアの要否など
- 障がい児福祉サービス利用のニーズ  
施設種別ごとの障がい児福祉サービス及び子ども・子育て支援事業の利用ニーズ
- 施策等に対するニーズ  
相談している機関、今後充実を希望する施策

##### ⑥ 米子市の調査対象者数・回収状況

- 調査対象者数： 480人
- 回収数： 279人
- 回収率： 58.1%

##### ⑦ 鳥取県全体の調査対象者数・回収状況

- 調査対象者数： 1,606人
- 回収数： 782人
- 回収率： 48.7%

## (2) 基本情報

### ① 年齢階層

(人)

年齢階層	回答数
3歳未満	22 (7.9%)
3歳(年少)～5歳(年長)	42 (15.1%)
小学1年～3年生	46 (16.5%)
小学4年～6年生	58 (20.8%)
中学生	46 (16.5%)
高校年齢	63 (22.6%)
無回答	2 (0.7%)
合計	279

### ② 障害者手帳の種別 (重複あり)

(人)

手帳種別	回答数
身体障害者手帳	68
療育手帳	140
精神障害者保健福祉手帳	23
手帳なし	65
無回答	2

### ③ 障がいの種別 (重複あり)

(人)

手帳種別	回答数
身体障がい (肢体)	40
身体障がい (視覚)	5
身体障がい (聴覚・言語)	19
身体障がい (内部)	15
知的障がい	120
精神障がい	10
発達障がい	130
重症心身障がい	10
無回答	9

### ③ 医療的ケアの必要な児童数

(人)

	回答数
医療的ケアが必要な児童	26

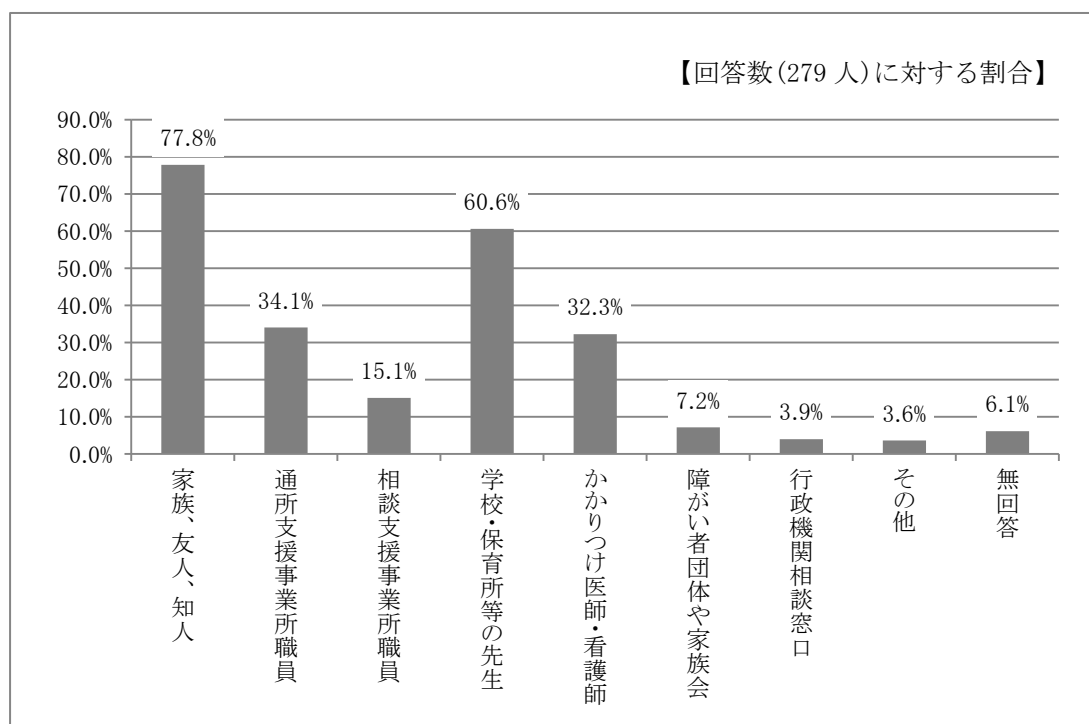
### (3) 障がい児福祉サービスの利用ニーズ

(人)

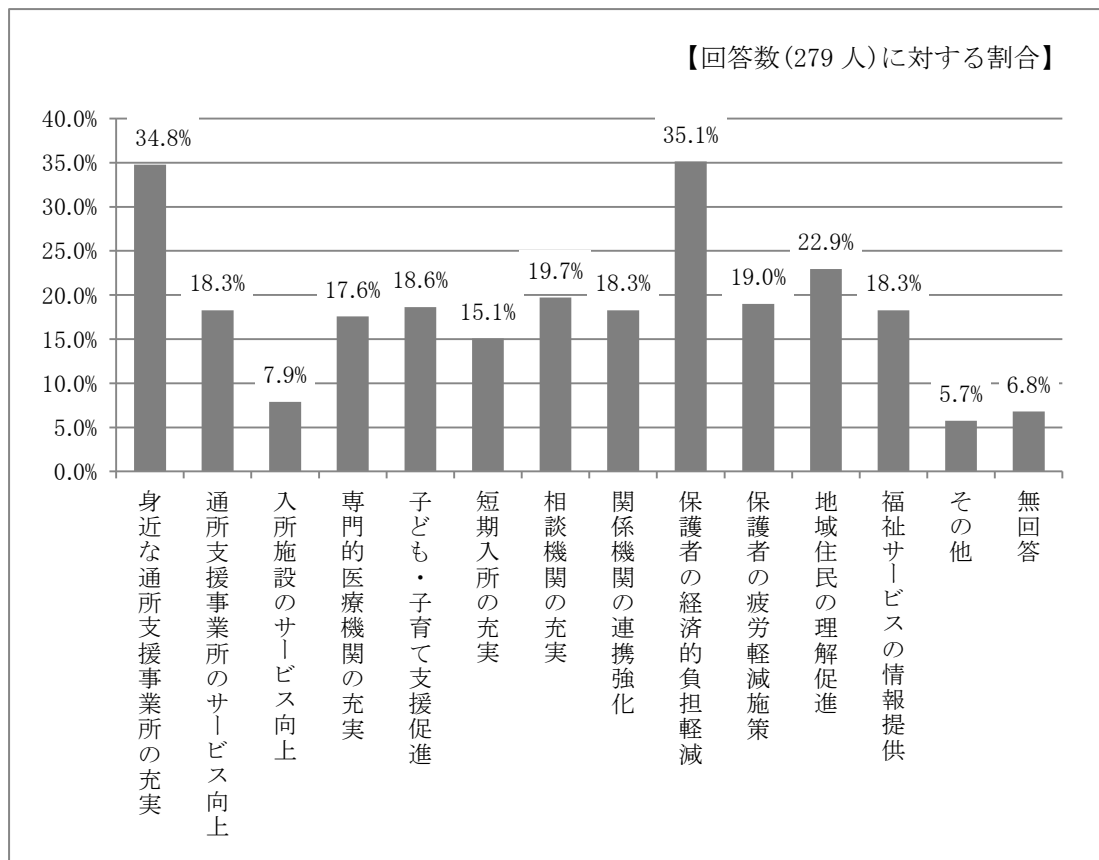
サービス種別		現在利用中 今後希望有 (A)	現在利用無 今後希望有 (B)	現在利用中 今後希望無 (C)	今後利用 ニーズ (A+B-C)	新規利用 ニーズ (B-C)
通所支援	児童発達支援	40	22	1	61	21
	医療型児童発達支援	10	11	0	21	11
	放課後等デイサービス	83	75	1	157	74
	保育所等訪問支援	12	56	0	68	56
	居宅児童発達支援	-	-	-	-	24
短期入所	福祉型短期入所	7	61	0	68	61
	医療型短期入所	4	20	0	24	0
子ども・子育て支援	1号認定(教育)	7	19	2	24	17
	2号認定(保育)	8	16	1	23	15
	3号認定(乳児保育)	2	13	2	13	11
	放課後児童クラブ	11	60	1	70	59

### (4) 施策等に対するニーズ

#### ① 相談している人や機関（複数回答可（3つまで））



② 今後充実を望む施策（複数回答可（3つまで））



「保護者の経済的負担の軽減」と「身近な地域での障害児通所支援事業所の充実」が、特に高くなっています。

③ 自由記述（困り事、要望など）の概要

自由記述欄の内容を次の項目に分類しました。

	項目	件数
1	障がい福祉制度・サービスに関すること	66
2	早期療育に関すること	4
3	保育・学校等に関すること	29
4	就労に関すること	8
5	住居・グループホームに関すること	6
6	生活・経済的な困り事・不安	9
7	周囲への要望・理解促進について	61
8	家族支援の必要性	15
9	将来への不安	6
10	医療関係	3
11	その他	9
	合計	216

※1つの意見が複数の項目に該当する場合は、それぞれに計上している。



## 2 当事者団体等からの聞き取りの結果

### (1) 調査の概要

#### ① 目的

障がい者計画の見直し及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の作成をするに当たり、当事者団体などから現状やニーズを聴取することにより、計画の内容並びに今後の本市の障がい福祉施策の参考とするため。

#### ② 聞き取りを実施した団体等及び実施日（11 団体・実施日順）

実施日		団体等の名称
平成 29 年	9 月 25 日	発達障がい児 親の会 CHERRY
		西部ろうあ仲間サロン会
	9 月 26 日	鳥取県重症心身障害児者を守る会
		子育て支援サークル 小窓
		高次脳機能障害者家族会
		つなぐプロジェクト
	9 月 28 日	鳥取県難聴者・中途失聴者協会
		鳥取県視覚障害者福祉協会
		鳥取県西部ろうあ協会
	10 月 4 日	鳥取盲ろう者友の会
	10 月 31 日	鳥取県自閉症協会

#### ③ 聞き取り内容

- 地域移行（地域での生活）、障がい者及びその家族等の高齢化問題について、当事者や家族の方の考えや現状
- 発達障がいへの対応について、当事者及び家族の方の考えや現状
- 福祉サービスの利用ニーズ等について
- その他（災害対応について、その他要望等）

### (2) 聞き取りでの主な意見

聞き取りでは、次のような意見が特に多くありました。

#### ① 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの充実

- 利用ニーズと受入れ体制の需給バランスの均衡がとれていないため、サービスを利用したくてもできない実態があるので、事業所の増設や専門職を含めた職員体制の整備、事業内容の充実について

○障がい特性や医療的ケアの必要があるなど、一人ひとりの状態を踏まえたサービスが受けられるよう、家族への支援を含めた支援体制の充実について

## ② 発達障がいへの支援

○発達に課題がある児童や発達障がいのある人や児童への支援について、家族への支援を含めた、就学前からの切れ目のない支援や情報提供の充実について

○発達障がいのある大人への支援について、家族への支援を含めた支援体制の整備について

## ③ 障がいの重度化・重複化等への対応

○重度の障がいのある人や児童、また複数の障がいのある人や児童、並びに行動障がいのある人や児童が、地域において在宅での生活できるよう、家族への支援を含めたサービス提供体制の整備について

## ④ 災害時の支援体制の充実

○災害時における、障がい特性に配慮した情報の伝達方法や避難支援、避難所の確保などの体制整備、また地域住民への理解促進について

### 3 パブリックコメントの結果

#### (1) パブリックコメントの概要

① 実施期間

平成 30 年 1 月 10 日から 2 月 8 日 (30 日間)

② 実施方法

電子メール、ファックス、郵送、持参等による提出  
用意する様式又は任意のもので提出

③ 周知方法

素案を市ホームページへの掲載

素案を市役所本庁舎、淀江支所、米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）、米子市中心身障害者福祉センター、米子サン・アビリティーズ、市内各公民館に設置

#### (2) 結果及び意見の概要

① 提出者数及び件数

6 人の方から 20 件のご意見をいただきました。

② 意見の内訳 (20 件)

区 分		件数
障がい者計画		12 件
内 訳	5 分野別の取組	—
	(1) 安心・安全な生活環境の整備	1 件
	(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	1 件
	(3) 安心・安全のための防災、防犯等の推進	2 件
	(5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	4 件
	(6) 保健・医療の推進	1 件
	(7) 行政サービス等における配慮について	1 件
	(9) 教育の充実 前段	2 件
	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	
内 訳	4 3年後(平成 32 年度)の目標値の設定	1 件
	5 障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策	2 件
	6 障がいのある児童に係る福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策	1 件
	7 地域生活支援事業【必須事業】	3 件
その他		1 件

## 4 米子市障がい者計画等策定委員会

---

### 米子市障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 米子市障がい者計画の策定並びに米子市障がい福祉計画及び米子市障がい児福祉計画の作成を体系的かつ総合的な見地で行うため、米子市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による市町村障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定による市町村障害福祉計画の作成に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定による市町村障害児福祉計画の作成に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい福祉に関係する団体等を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日からその任務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健部障がい者支援課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）の施行の日の前日までの間におけるこの要綱による改正後の米子市障がい者計画等策定委員会設置要綱第2条第3号の規定の適用については、同号中「児童福祉法」とあるのは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）第2条の規定による改正後の児童福祉法」とする。

米子市障がい者計画等策定委員会 委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者	井上 雅彦	鳥取大学医学部医学系研究科 教授	副委員長
	末吉 徳二郎	(一社)権利擁護ネットワークほうき 事務局長	
関係機関 ・団体	遠藤 太一	米子市社会福祉協議会 総務福祉課長	
	辻谷 由美	米子市民生児童委員協議会 副会長	
	汐田 まどか	鳥取県立総合療育センター 院長	
	小谷 久美子	ハローワーク米子 統括職業指導官	
	黒田 正勝	米子市身体障害者福祉協会 会長	
	安野 恵子	米子市肢体不自由児者父母の会連合会 会長	
	市川 正明	鳥取県視覚障害者福祉協会 会長	
	徳岡 英一	鳥取県西部ろうあ協会 総務部長	
	植村 ゆかり	米子市手をつなぐ育成会 会長	
	安達 賢	精神障害者家族会 すけっと 理事長	
	井上 徹	発達障がい家族ネット 事務局長	
	岡野 桃子	発達障がい児親の会 CHERRY 代表	
自立支援 協議会	中島 哲朗	鳥取県西部障害者自立支援協議会 会長	委員長
	光岡 芳晶	相談支援事業所 代表 (障害者生活支援センター すてっぷ 所長)	
	廣江 仁	就労継続支援事業所 代表 (あんず・あぷりこ 施設長)	
	宮倉 貴志	施設入所支援事業所 代表 (もみの木園 施設管理者)	
公募委員	九重 卓		
	水田 敦士		
	和田 雅子		

## 5 策定委員会開催経過

	期 日	内 容
第1回 策定委員会	平成29年6月5日	委員委嘱、委員長及び副委員長選出 策定委員会の概要・今後の予定等 障がい者支援プランの概要説明
第2回 策定委員会	平成29年7月25日	障がい者支援プランの構成(案)について 障がい者計画等(案)の検討について 障がい者支援プラン2015の実績及び分析等につ いて
第3回 策定委員会	平成29年8月24日	障がい者計画等(案)の検討について 当事者団体等からのヒアリングについて
第4回 策定委員会	平成29年10月23日	障がい者計画等(案)の検討について 当事者団体等からのヒアリング結果について 障がい児福祉に係るニーズ調査結果について
第5回 策定委員会	平成29年11月20日	障がい者計画等(案)の検討について パブリックコメントの実施について
パブリック コメント	平成30年1月10日～ 2月8日	パブリックコメント実施
第6回 策定委員会	平成30年2月16日	パブリックコメントの結果について 障がい者支援プラン(案)策定完了
計画の公表	平成30年3月	

発行 平成30年3月

発行者 米子市福祉保健部障がい者支援課

〒683-8686

鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

電話 0859-23-5159 ファクシミリ 0859-23-5393

E-mail shien@city.yonago.lg.jp





水   
まち   
自然   
エンジョイ!  
よなご 



**米子市福祉保健部障がい者支援課**

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
電話 0859-23-5159 FAX 0859-23-5393  
URL <http://www.city.yonago.lg.jp/>